

## 第7回熊本市・植木町合併協議会会議録

日時：平成21年5月25日（月）9：15～

場所：KKRホテル熊本 2階「五峯」

開会時間 9時15分

終了時間 12時15分

### ○ 出席委員等（29名）

会長 幸山政史

副会長 藤井修一

委員 西島喜義 金山武史 竹原孝昭

江藤正行 上村恵一 高田嗣人

森 勢剛 小佐井賀瑞宜 恵口健一

植村米子 今井洋介 森 日出輝

西山 喬 坂田弘實 荒尾 信

増藤敏子 北田美佳 堀 義徳

吉本征子 古田 均 緒 續和廣

角 毅四郎 富吉孝介 服部澄子

矢壁輝光 植木野史貴 松葉成正

### ○ 欠席委員等（1名）

前田道弘

### ○ 幹事（4名）

寺本敬司 竹下正博 續 幸弘

緒方哲郎

## 第7回熊本市・植木町合併協議会次第

日時：平成21年5月25日（月）9：15～

場所：KKRホテル熊本 2階「五峯」

### 1 開 会

2 会長挨拶 幸山 政史 熊本市長

### 3 議 事

#### [報 告]

議員専門部会からの報告

#### [議 案]

協議第10号 平成20年度熊本市・植木町合併協議会歳入歳出決算報告及び監査報告について

#### [協 議]

##### (1) 前回提案

- 協議第 2号 合併の期日について（その2）
- 協議第 5号 財産及び債務の取扱いについて
- 協議第 8号 地域自治組織等の取扱いについて（その2）
- 協議第11号 合併市町村基本計画について
- 協議第13号 使用料・手数料の取扱いについて
- 協議第14号 公共的団体等の取扱いについて
- 協議第15号 補助金・交付金等の取扱いについて
- 協議第16号 総務関係事業について（その3）
- 協議第20号 子ども未来関係事業について（その2）
- 協議第22号 経済振興関係事業について（その3）
- 協議第23号 都市建設関係事業について（その3）
- 協議第27号 政令指定都市移行に関する事項について（その2）

##### (2) 今回提案

協議第 6号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

### 4 その他

5 閉 会 藤井 修一 植木町長

司会

第7回熊本市・植木町合併協議会を始めさせていただきます。委員の皆様方には御多忙の中、御出席いただきましてありがとうございます。

ここで、本日配布しております資料の確認をさせていただきます。お手元に1枚もの「会次第」「席次表及び出席者名簿」、それから冊子で「第7回合併協議会資料」「新市基本計画（案）」「参考資料」「まちづくり活動の手引き」、以上6種類の資料を配布しておりますが、不備等がございましたら事務局までお申し出下さい。

御確認ありがとうございました。

それではお手元に配布致しております「会次第」に従いまして進めてまいりますので、よろしくお願い致します。それでは、本協議会会長であります幸山熊本市長が、御挨拶申し上げます。

幸山熊本市長

皆さん、おはようございます。第7回目の合併協議会開催にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。まずは、委員の皆様方におかれましてはそれぞれ大変お忙しい中にかかわりませず、そして、本日は特に早朝からの開催ということになりましたけども、御理解をいただきまして、御出席いただきましたことに、まずは厚く御礼を申し上げます。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

この協議会、早いもので、今回で7回目の開催となったわけでございます。昨年12月4日の日に合併協議会を設置致しまして、約半年が経過しようとしているところでございますが、この間、月に1回、多い時には2回のペースでこの協議会を開催いたしまして、27の協議項目につきまして、1つ1つ丁寧に協議を進めさせていただいたところでございます。おかげをもちまして、これまで順調に協議を進めてまいることが出来ましたので、本日の提案協議について御承認をいただくということになりますと、27協議項目について、すべての協議を終えるということになります。

そして、協議終了後につきましては、両市町におきまして、それぞれに住民説明会を開催という運びになっておりまして、本市におきましては既に数回開催させていただいておりますし、また植木町におかれましても、これまで数度、幾度となく住民説明会を開催されてきたところではございますが、この協議を終えての説明会というものも予定をされておられるようでございます。

これまでも協議内容等につきましては、ただ今申し上げてまいりましたような住民説明会、あるいはホームページ、合併協議会だより等々を通じまして、両市町の住民の皆様にお知らせをしまいったところでございますけれども、さらに御理解をいただけるように努めてまいりたいと考えているところでございます。

こうしたことから、先ほど申し上げましたように実質的な協議につきましては、今回をもちまして一応の区切りをつけさせていただきたいと、考えているところであります。

なお、合併協議会自体でございますけれども、これは今後も存続をいたしますので、必要に応じまして開催をさせていただきたいと考えておりますので、委員の皆様方には引き続きの御理解と御協力を、なにとぞお願いを申し上げます。

本日でございますけれども、合併後の植木町地域のまちづくりの指針ともなります「新市基本計画」につきましても、御審議をいただくということになっております。この「新市基本計画」でございますけれども、昨年の「合併問題調査研究会」におきまして示されました、植木町域の将来像を基にいたしまして、両市町でさらに検討を行い、提案をさせていただいたところでございます。

この中で目指すまちの姿を「さまざまな魅力で人々をいざない 未来へ発展する新市の北の拠点」として掲げさせていただいております。この実現に向けましては、これまで何度も申し上げてまいりましたけれども、「植木町の豊かな農産物や観光資源、さらには積み重ねてこられました歴史や文化・伝統、あるいは人と人との繋がり。これまで植木町が大切に育ててこられましたものを生かしたまちづくりというものを進めていかなければならない」、そんな思いも新たにしているところでございます。

最後になりましたけれども、本市及び植木町、双方にとりまして今回の協議というものが、より良き結果を導きだせますように各委員の皆様方におかれましては、どうぞ本日も忌憚のない御意見をいただきますように、なにとぞよろしくお願い申し上げます。第7回目の協議会の開催にあたりましての御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### 司会

それでは、これより次第3「議事」に入らせていただきます。会議の進行につきましては協議会規約第10条第2項により「会議の議長は会長をもって充てる」となっておりますので、これより先の進行を幸山会長にお願いいたします。

#### 幸山会長

規約に従いまして、議長を務めさせていただきます。御協力をよろしくお願い申し上げます。

「委員の出席数について」でございますけれども、本日は前田委員さんから欠席の報告を受けているところでございますが、他の委員の皆様方につきましては御出席をいただいておりますので、協議会規約第10条第1項の定足数を満たしておりますことを、御報告を申し上げます。

次に「会議録署名委員の指名」を行わせていただきます。「会議録署名委員の指名」につきましては、会議運営規程第8条第2項の規定によりまして「議長が指名する」となっておりますので、指名をさせていただきます。本日は熊本市側からは森委員さんに、植木町側からは緒續委員さんをお願いしたいというふうに存じます。どうぞよろしくお願い

申し上げます。

それでは「議事」に入らせていただきます。始めに「報告」でございます。報告につきましては議員専門部会における「審議の経過報告」であります。それでは事務局からの説明をお願いいたします。

#### 事務局

第7回協議会資料の3頁をお開きいただきたいと思います。議員専門部会における審議の経過及び結果についてでございます。

内容につきましては4頁をお開きいただきたいと思います。「第5回議員専門部会報告書」でございます。平成21年5月18日午前10時から開催をさせていただきました。そして専門部会委員16名中15名が出席ございました。

「1. 審議の状況について」第5回熊本市・植木町合併協議会専門部会では、付託を受けた事項のうち協議第6号及び協議第11号の審議を行い、下記のとおり承認された。

「(1) 協議第6号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」「1 議会の議員の定数及び任期の取り扱いについては、市町村合併の特例等に関する法律第8条第2項の規定（定数特例）を適用する。」これは合併後、植木町地域で2名の市議会議員を選出するというものでございます。「2 議会の議員の報酬及び費用弁償については、熊本市の例に統一する。」

「(2) 協議第11号合併市町村基本計画について」「合併市町村基本計画（案）について原案のとおり承認する。」2につきましては議員専門部会で審議する項目の進捗状況でございますが、全協議項目を終了しているところでございます。

以上でございます。

#### 幸山会長

ただ今説明のありました議員専門部会からの報告につきまして、何か委員の皆様方から御質問等はありませんでしょうか。

「報告」についてはよろしいでしょうか。

了承の意思表示あり

#### 幸山会長

ないようでありますので、「報告」につきましては終わらせていただきます。

それでは「議案」に移らせていただきます。議案第10号「平成20年度熊本市・植木町合併協議会歳入歳出決算報告」につきまして審議をお願いいたします。

それでは、事務局からの説明をお願いします。

## 事務局

7頁をお開き下さい。議案第10号「平成20年度熊本市・植木町合併協議会歳入歳出決算報告及び監査報告について」。

説明につきましては、11頁をお開きいただきたいと思ひます。1番上、歳入でございます、1のところ負担金、右側の収入済額をご覧いただきたいと思ひますが、1,300万円。諸収入913円、合計の13,000,913円となっております。それから歳出でございます。1番上から総務費、総務管理費、会議費でございます。会議費につきましては、1.報酬、これは協議会専門部会委員さんの報酬でございます、164万円となっております。それから11.需用費、飲料品代でございます。それから12.役務費、傷害保険料でございます。9,000円でございます。14.使用料及び賃借料、会場使用料でございます。一番上の欄になりますが、合計の1,818,406円となっております。

次に2.事業推進費でございます。11.需用費、協議会だよりの発行で2回ございまして、2,763,712円。それから役務費は配布経費でございます。13.委託料、これは支出済みとして256,200円、ホームページの作成経費でございます。それから、繰越明許として872,000円。これは基本計画の作成経費でございまして、不用額は430万円ほど出ておりますが、これにつきましては基本計画を事務局で作成したということで、不用額が出ているところでございます。トータルの事業推進費は4,237,505円となっているところでございます。

次に3.事務局費でございます。9.旅費、これは山鹿植木広域行政事務組合に出張した時の旅費でございまして、5,700円。11.需用費、626,323円。コピー・消耗品代でございます。12.役務費、12,285円。これは振り込み手数料でございます。14.使用料及び賃借料。パソコン・リース代でございます。19.負担金及び交付金でございまして、嘱託職員の負担金でございます。合計の事務局費が1,085,699円となっているところでございます。合計が一番下の欄にございますが、7,141,610円となっているところでございます。

次の12頁をお開きいただきますと、今のをまとめているところでございますが、歳入総額13,000,913円、歳出総額7,141,610円、歳入歳出差し引き額5,859,303円、繰越明許872,000円。実質収支が4,987,303円となっているところでございます。

以上でございます。

## 幸山会長

それでは、ここで監査委員より「監査報告」をお願いしたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

## 濱田熊本市代表監査委員

おはようございます。それでは、報告をさせていただきます。平成20年度熊本市・植木町合併協議会歳入歳出決算につきまして、去る5月19日、熊本市役所監査委員室にて、植木町の中山代表監査委員さんとともに、実施いたしました。報告させていただきます。

「熊本市・植木町合併協議会財務規程第9条第1項に基づき調整されました、決算書及び関係書類等を照合審査しました結果、適正であることを認めます。平成21年5月25日。熊本市代表監査委員 濱田清水」

以上でございます。

幸山会長

どうもありがとうございました。ただ今議案10号の事務局からの説明と、監査報告が終わったところでございますけれども、議案第10号につきまして、御質問、御意見等はないでしょうか。

歳入歳出決算につきましては、特に御意見ありませんでしょうか。

ない、との意思表示あり

幸山会長

ないようであれば、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

はい、との返答あり

幸山会長

ありがとうございます。それでは、議案第10号につきましては原案のとおり承認とさせていただきます。

次に「協議」となっておりますけれども、協議に入ります前に、前回の協議会におきまして「中心市街地活性化基本計画の認定にかかる県の支援について」と、「市民病院の労働環境」について御質問いただいております。また、「政令指定都市移行に伴います財政の収支影響額」につきましても、今回御説明申し上げると言っておりますので、まずはこれらの件につきまして、回答させていただきたいと考えております。

それから、前回の質疑におきまして「市街化調整区域内の土地の資産価値」について回答させていただいたところでありますが、その件につきましても補足説明をさせていただきたいと考えております。順次説明をさせていただきますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは最初に「中心市街地活性化基本計画の認定にかかる県の支援」につきまして、これは事務局からではなくて、県から回答をお願いしたいというふうに存じます。よろしくお願いたします。

榎木野委員

県の市町村総室長の榎木野です。前回の協議会で森委員から県の支援について、御要望がありましたけれども、その件についてお答えをいたしたいと思います。

中心市街地活性化基本計画につきまして、どういう位置付けになっているかということからお話ししたいんですけれども、平成17年8月に総務大臣を本部長と致しまして、各省庁の副大臣で構成される国の市町村合併推進本部で、市町村合併を推進するために「新市町村合併支援プラン」というのを策定しております。その中で、中心市街地活性化基本計画につきましては、こういう記述になっております。「合併市町村については、旧市町村の数だけの中心市街地活性化基本計画の策定を認める」ということで、こういう特例措置が設けられております。そういうことで、市町村合併によって中心市街地活性化基本計画の策定に影響が出ないようになされております。

中心市街地活性化基本計画の県の対応ですけど、これにつきましては県としても、現在も積極的に支援しているところでございます。中心市街地活性化協議会へは、これは担当が県庁の商工政策課というところになりますけれども、商工政策課とか地域振興局の担当職員等が準備会の段階からオブザーバーとして参画をいたしておりまして、認定に見合う計画内容となるような情報提供や助言を行っております。また、同協議会の運営に関しましては、会議開催に必要な経費とか、住民のコンセンサス形成に必要な事業の経費への補助も実施しておりまして、中心市街地活性化の機運の醸成にも、役立てていただいているところでございます。

さらに、認定申請にかかる国との協議にあたりましては、これまでも九州経済産業局への事前説明に、県からも動向するなど応援させていただいております。今後とも積極的に協力するというので、これは商工部局とも、もう一度確認をしてみたいので、今後とも認定の獲得に向けて支援をしてみたいです。

これが県の回答でございます。

幸山会長

ありがとうございました。ただいま、榎木野委員さんから県の回答をいただいたところでございますけれども、何か、ただ今の回答につきまして御質問等はございませんでしょうか。

森委員

「了解しました」との、返答あり

幸山会長

森委員さんもよろしいでしょうか。

どうぞ、西山委員さん。

西山委員

熊本市商工会議所の西山でございます。ただ今の件に関しまして、私どもに特に要望があったということではございませんけれども、商工会議所としても、その認定に向けて出来るだけのお手伝いをしたいという気持ちでいるということ、確認をしてみました。極力認定に向けて、我々も応援したいということもございます。

それと同時に、認定そのものにかかわらず、熊本市商工会議所としては植木町さんに対して今まで熊本市に対していろんな市内での施策、あるいは事業活動やっておりますけれども、全く同じレベルでこれからも植木町さん同等に、我々もお手伝いしたいということもございまして、まちのいわゆるにぎわいづくりと申しますか、まちづくりに関しまして、商工会議所としても今活動しておりますけれども、これからは植木町さんに対してもニーズに的確に応えられるようにしていきたいということもございまして。

幸山会長

ありがとうございます。西山委員さんから補足と申しますか、御説明をいただいたところでございます。

どうぞ、他に何か中心市街地活性化の件について御意見、御質問等はございませんでしょうか。特にようございましょうか。

はい、との返答あり

幸山会長

それではないようでありますので、次に移らせていただきます。次の「市民病院の労働環境について」、これは担当課から回答をお願いいたします。

熊本市市民病院事務局

市民病院事務局長の永田から、市民病院の労働環境に関する御質問にお答えしたいと思います。

御承知のとおり、地域医療の中核を担っております公的医療機関の医療環境は、全国的に非常に厳しくなっているということで、特に医師、看護師の確保が問題になっているのは御承知かと思えます。しかしながら、熊本市市民病院におきましては、幸いに医師、医療技術者についてはなんとか医療人員確保ができています状況でございます。しかしながら、看護師につきましては、特に産休、育児休業中の看護師の補充に非常に苦労しているというような状況にありますが、なんとか現状を維持できているといった状況でございます。

そういう中で、自治体病院としての使命を果たさなければならないということで、総合

周産期母子医療センターの充実策として、今年度にNICUの3床の増床を実施する予定にいたしております。また、妊産婦の支援対策として、助産婦が時間を掛けてきめ細やかに個別指導等を行う助産師外来の設置も予定いたしております。なお、市民病院の経営状況につきましては、平成19年度の決算において収支黒字となっておりますものの、今後医療環境の厳しさを増すことも予測されますので、今年3月に策定いたしました「市民病院経営改善計画」を着実に実施しまして、今後とも経営安定に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

幸山会長

ただ今、市民病院のほうから回答をいただきましたが、回答につきまして何か御意見、御質問等ありませんでしょうか。

どうぞ、小佐井委員さん。

小佐井委員

御回答いただきまして本当にありがとうございました。経営面のことで、1点だけお尋ねしたいと思います。先ほど、経営改善計画があるというようなお話でありましたけれども、この中には将来的には民間委託であるとかそういった方向性も1つあるのかどうかだけ、ちょっとお伺いさせていただきたいと思います。

幸山市長

それではお願いします。

熊本市民病院事務局

現時点では現在の体制で医療を続けていくという方針でございまして、そこまでは検討いたしておりません。

幸山会長

部門といいますか、民間委託についてはこれまでも進めてこられた内容もありますでしょうか。

熊本市民病院事務局

調理とか、できるだけ民間に委託できるところは委託している状況にございます。

幸山会長

よろしいでしょうか。

小佐井委員

(了承の意思表示あり)

幸山会長

他に市民病院について何か御意見、御質問等ございませんでしょうか。

ありません、との返答あり

幸山会長

それでは、ないようでありますれば前回の質問に移らせていただきますが、続きまして「政令指定都市移行に伴います財政影響額」につきまして、これも担当課のほうからの説明をお願いいたします。

熊本市財政課

財政課長の藤本と申します。よろしくをお願いいたします。財政課からは政令指定都市移行に伴います影響額の試算ということにつきまして、御説明させていただきます。

お手元の参考資料をご覧ください。33頁34頁35頁の3頁に渡って資料を挙げさせていただいております。これらの資料を使って御説明させていただきます。まず政令指定都市移行に伴う影響額、試算の前提という部分でございます。33頁になります。政令指定都市移行に伴います影響額の試算につきましては、県からいただきましたデータを基に、冒頭に記載しておりますとおり、先進他市の事例等を基に市役所、本市で行った仮試算でございます。その為、移譲される業務や財源につきましては、政令指定都市移行決定後に、関係官庁と行う協議や政令指定都市移行に伴いますハード・ソフト整備経費によりまして、変動をしております。今回の試算はあくまでも現時点における仮試算ということで、今後の県市間の協議、不確定な要素そういったものがございますので、変動するという事を予めご了承いただきますようお願いいたします。

このことからまず、33頁「政令指定都市移行に伴う影響額試算の前提」を説明させていただきます。対象地域でございます。熊本市・城南町・植木町3市町が平成21年度に合併した場合を前提としております。次に試算期間でございますが、平成24年度から政令指定都市移行を前提としまして、平成30年度までの7年間でみております。さらに県からの権限移譲事務につきましては、政令指定都市移行時に県から移譲されることとなる法令必須事務を前提としております。実際に県から移譲される事務につきましては今後正式な県と市の間での協議の場を通じて決定されていきますので、法令必須事務以外の事務は今回の試算の前提としていないところでございます。

次に歳入の試算の前提を御説明いたします。地方交付税は政令指定都市の補正係数を用

いまして、基準財政需要額を算出するとともに、譲与税などの影響を基準財政収入額に反映して算出した見込み額です。国・県支出金は権限移譲に伴う事業の財源として交付が見込まれる額及び政令指定都市移行に伴い減額が見込まれる県補助金の合算額です。それから市債です。市債は権限移譲に伴って整備する国県道路の整備などに要する費用の一部にかかる借入見込額でございます。その他、宝くじ収入は平成19年度の交付対象販売実績を人口按分により試算しております。またその他の中で、軽油引取税交付金等は平成19年度決算額に基づき、国県道延長・面積、政令指定都市移行後の交付基準等を勘案した見込額になっております。

次に歳出の試算の前提を御説明します。人件費でございます。人件費は平成19年度における法令必須事務に対する従事時間数に基づきまして、増員される職員の人件費相当見込額です。それから、人件費の試算につきましては、県から移譲後の事務の効率化や投資的経費等の見直しを勘案したものではありません。補助費は平成19年度における法令必須事務の決算額に基づくものでございます。さらに、公債費は権限移譲に伴って整備する国県道路の整備等に要する費用の一部に係る借入額に基づく元利償還金の見込額でございます。投資的経費は、平成19年度における法令必須事務の決算額に基づくものでございます。そのほかの経費の中では、政令指定都市移行前に県が整備した熊本市域の国県道路整備費、借入金の償還引継金がありますが、これは先進他市の事例に基づく見込額であり、このほかには政令指定都市移行に伴い増加する旅費や各種負担金等がございます。

次に34頁をお願いします。34頁と35頁は見開きで見比べながら見ていただければと思っております。「城南町・植木町との合併・政令指定都市移行に伴う財源見通し」ということでございます。まず34頁の上段‘A’の部分でございますが、2町合併収支試算でございます。表1というふうに書いておりますが、城南町と植木町との合併後10ヵ年の予算規模は約2兆4千億円としております。収支の欄はプラスマイナス0ということになっておりまして、合併後も収支均衡した財政運営を行い、現在の財政調整基金の規模100億円超につきましても、確保できる見通しでございます。

次に、中段の‘B’の政令指定都市影響額試算でございます。右側に円グラフで書いております。冒頭に説明しました政令指定都市移行に伴う影響試算額の前提に基づき試算しましたところ、平成24年度から平成30年度までの7ヵ年で歳入影響額は左の上の円グラフでございますが、1,787億円。歳出の影響額は1,560億円、差し引きで227億円が見込まれております。頁左側の下段の‘C’の政令市収支試算でございますが、これは上の‘A’と‘B’の合算額になります。

表3で書いてありますが、このとおり政令指定都市移行に伴いまして、予算規模は10ヵ年で約2兆5千5百億円となります。今回の試算の中には今後の県市間の協議により引継ぎが決定されることとなります法令必須事務以外の事務を始め、政令指定都市移行に伴い必要となるシステムの開発費、区役所の整備費等、現時点で見込むことが出来ない経費は算入しておりません。留保財源の227億円でございますが、これはこれらの未確定の

経費や、市民サービスの向上に資する経費として活用していくことになります。

以上で説明を終わります。

幸山会長

それでは、ただ今の説明につきまして、何か御質問等はありませんでしょうか。

小佐井委員さん、どうぞ。

小佐井委員

ありがとうございました。まずは、熊本市事務局側、そして県の事務局側、大変これだけ試算をされてこられたのは、並々ならぬ御努力であったろうとっております。要望を申し上げた私としましても、まずは皆様に感謝を申し上げさせていただきたいと思えます。本当にありがとうございました。

この件につきましては、承認項目事項ではありませんけれども、いくつか数点御質問申し上げます。例題として、まず1点目でございますけれども、余剰財源への見解ということで、1つお伺いをさせていただきたいと思っております。34頁の、私が気にしておりましたのは政令市移行に伴う影響額でありますけれども、この表の中段にあります中に、例えば24年度を見ますと、歳入が248億円、歳出が211億円、余剰財源が37億円ということで、思った以上に大変沢山の余剰財源が発生しているわけでございますけれども、確認ということでお尋ね申し上げたいと思えますのは、昨年8月20日に開催されました5回目の研究会でございましたけれども、当然、この時点で事務局の皆様からも政令市になれば、権限に見合うだけの財源は必ずくるんだというような御発言もあって、またそういったものの用途については、合併した市町村の均衡ある発展のためにも、連携強化のためにも使わせていただきたいというような旨の御発言もいただいていたと記憶いたしておりますし、当然、市長様からも合併・行革効果においても生み出す財源が必ずあるから、そういったものも含めて、新市基本計画そして財政計画もきちんと立てていきたいというような旨の御発言もいただいたと思っております。

このことを踏まえまして、ここには24年度から30億円以上の余剰財源が示されておりますけど、先ほど私が申し上げたような熊本市側から示されておりました見解が間違いなければ、今日提出します新市計画というのは、当然現実味を帯びたものになると思っておりますけれども、そのキーポイントとなります余剰財源の用途について、今も変わらぬような見解をお持ちであるかどうか、確認をさせていただきたいと思えます。

幸山会長

ただ今の質問については、事務局から答えますか。お願いします。

事務局

まず余剰財源が出るというようなことの結論になっているということでございますが、表1をご覧くださいますと、政令市になる以前というか、ならなかった場合でございます。これでも新市基本計画を全部盛り込んで、このような形で均衡ある収支の基に事業が出来るということでございまして、政令市の余剰財源を使わなくても新市基本計画はちゃんと実行できるということでございます。

幸山会長

いかがでしょうか。  
どうぞ、小佐井委員さん。

小佐井委員

ありがとうございました。  
それでは続いて、この資料に記載されている歳入歳出額については当然詳細な試算があつての指標であると捉えておりますけど、先ほど申し上げましたように、これは承認項目事項ではございませんので、私自身認識していたしておりますので、可能であれば本日は言わずとも、近日中に細かく積み上げた表なり何なり資料を御提供いただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。可能でしょうか。

幸山会長

ただ今のお尋ねについては財政課のほうから、お願いいたします。

熊本市財政課

財政課でございます。お手元にお届けしました資料につきましては、熊本県さんからの御厚意をいただきまして、データをいただいて、それを基に熊本市で幾つもの前提を基に試算をしているものでございます。従いまして、その表示する金額の単位等も、かなり大きなものになっております。といいますのは、今後の変動というのが見込めないという様々な要件があるということでございます。さらに現時点で出せる資料というのは、今申しました今後の変動のことも考えますと、これ以上の細かいデータというのは、ちょっと御了承いただければという考え方でございます。大まかな方向性としてこういった状況になりましたということで、御了承いただければと思いますのでよろしく申し上げます。

幸山会長

ただそこは、資料をこれ以上は出せないということであつたのですが、小佐井委員さんのほうも、大変このことについては関心をお持ちなわけですから、これをご覧ください具体的に「ここの、こういうところをもっと聞きたいんだ」というお話があれば、是非と

もやり取りをし、御理解をいただけるような努力というのは、うちの財政課としてもやるべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

熊本市財政課

個別のお尋ねにつきましては、可能な限り精一杯、お答えさせていただきたいと思いません。よろしく申し上げます。

幸山会長

小佐井委員さん、どうぞ。

小佐井委員

ありがとうございました。幸山市長様からも大変有難いバックアップをいただいたところで、感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。私もちょっと思っておりましたことが1つありましたので、そのへんも含めてちょっと、お話をさせていただいて、またお尋ねをさらにさせていただきたいと思っていますけど。

この影響額の歳入歳出につきましては、私も皆さん方も初めて目にされたらうと思っております。特に歳入額について以前は140億円というようなことで、よくよく表に表面化しておったと思っております。以前、私の知る限りでは市議会の一般質問あたりでもそうであったと思いますけれども、140億円程度入ってくると。その内訳自体が交付税が80億円と、臨財債が18億円程度と。地方道路や石油ガス関係の譲与税が2億9,000万円位ではなかったかなと思います。後は自動車、所得税とか軽油関係、各種の交付金が14億円、加えて宝くじ販売収益金が23億円ほどあったように思っております。確か、この合計が140億円というふうに記憶しているわけですが。

この時点ではここに記載されております国・県の支出金は含まれておりませんでした、ここに新しく国・県支出金の71億円と市債の71億円が記載されておりますので、単純に加えると282億円程度になるわけでありまして、そうなってくると少し記載してある金額が、多少変わってくるなと思っております。また歳出においては見通していた投資的経費として法令必須事務決算見込みが161億円と、その他、国県道の県負担金24億円となっておりますけど、負担金そのものが率直に感じて、思ったより少ないのかなと感じました。

と申しますのも、熊本県の執行額でありましたけれども、19年度くらいだったか、近年でありましたけれども、150億円ほどある国の直轄事業負担金の中でも、熊本市地域だけでもその中でも30億円くらい、確か以上あったかというふうに思っております。またその熊本市域における主要事業だけでも、117億数千万円程度あったと、私は記憶いたしております。

こういったことを鑑みますと、私の記憶、推測の思い違いがあるのかもしれないけれ

ども、その辺で正確に理解しておく為にも先ほど申し上げましたように、小さい部分の積み上げた指標をいただきたいというふうに思ったところでもございました。そういった意図でもございましたので、是非御理解をいただければというふうに思っております。

要望ということで1点、よろしくお願いいいたします。

続いて1つ関連しまして、熊本県さんにお尋ねをさせてもらってもよろしいでしょうか。

幸山会長

あの、御質問をいただいた上で整理させていただきたいと思いますが。

小佐井委員

つきましては、この指標については県と市のほうでの御協議の御努力があって出ているわけでございますけれども、あくまで見込みというふうに捉えておりますけれども、報道で示されておりましたように、今後大幅な変動が見受けられるような事態が発生するかどうか、その可能性があるのかどうかという点について、お尋ねをさせていただきたいと思えます。また、そのような変更が生じるとすれば、どのような理由が想定されるか。そこまで理解できれば合わせてお尋ねしたいなと思っております。

幸山会長

この積算は県のほうから資料をいただいて、市の責任で出させていただいておりますので、市から答えたほうがよろしいのではないかと思います。どうしますか。

お願いします。

楢木野委員

今お尋ねいただきました今回の件につきましては、県としましては先ほど市が何べんもおっしゃっていますけど、非常に色々前提をおいた上で、資料の数字をお出ししております。「変わらんか」と言われたら、なんとも保障は出来ませんが、例えば1点だけ申しますけれども、債務をどこの分を引き継ぐのかというのは、これはまだ後にならないとお話できませんので、協議もまだ終わっていませんので、今ある県の持っている債務を全部すべて、これも交付税分を引くとか、そういう計算をしておりますので、これは今の段階で「大幅に変わらんか」と言われても、なんともお答えしようがない。データは全部、今の時点でのデータはお出していますと。これはどういうふうに、どの分を引き継ぐかという話はまだ今から、これからの話ですので、「変わらんか」と言われたら変わるかもしれません。そのところはなんとも言えないというのが実情でございます。

幸山会長

事務局から。

事務局

今おっしゃったとおりでございますが、県から全部データはいただいております。その上で熊本市で1つ1つ仮説を立てて、そして積算をしたということでございます。変わる要因、先ほど御説明申し上げましたが、「変わる可能性がある」という部分は、ここには法令必須事務しか入っておりません。法令の任意というのがございます。この任意につきましては、当然のことながら任意の事務量が増えるとか、支出が増えるだけではございませんで、当然歳入とバランスをとりながら協議をしていきます。法令任意を引き受ける場合には、当然財源がないと引き受けられないというような協議を今からしていくと。ただ、金額がそのまま変わらないかということになりますと、それは増えるという可能性は当然あるということでございます。

それから後1つ、変動要因としてございますのが、県が持つておられた債務の問題。これにつきましても、県からもお話がありましたように全額出していただいております。それに基づいて、私どもで仮説を立ててこのくらいであろうと。他都市の例を見ながら、毎年24億円という形を出しておりますが、このくらいが一番妥当な線であろうということですが、これもまた交渉の中で、債務をもうちょっと減らして欲しいとか、そういうふうな交渉をいろいろしていくというようなことでございます。

ここで、この金額も若干変わる可能性もあるということでございまして、大きく変わるかと、信用ならない数字かどうかといいますと、仮説の基では最大限正確に出した数字であるということでございます。

幸山会長

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

小佐井委員

ありがとうございました。皆様の御協力、御苦勞に感謝申し上げます。

幸山会長

他に何か御意見、御質問ありませんでしょうか。他はございませんでしょうか。

ない、との意思表示あり

幸山会長

それでは、他、御質問ないようでありますれば、続きまして「市街化調整区域内の土地の資産価値」につきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

植木町企画財政課

合併して政令市になりまして、市街化区域・市街化調整区域の線引きが行われることによる資産価値に対する影響について御質問が多く寄せられましたので、そのことにつきまして、専門家であります社団法人熊本県不動産鑑定士協会に委託をいたしまして、意見書として意見を出していただいたところでございます。

今回、意見書として出していただきましたのは、市街化区域、市街化調整区域の都市計画区域の区分が変更した場合におきまして、植木町で熊本県の条例を基に素案を作っております集落内開発区域検討素案というものがございまして、その素案の区分に基づきまして不動産価格に与える影響について、一般的な意見を述べていただいたところでございます。前提条件がいくつかございまして、その前提条件といたしましては、あくまでも熊本県の都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する熊本県の条例であります集落内開発制度に基づいて、分類された区分について検討したということでございます。

また、熊本市と合併によりまして、合併効果によりまして、不動産価格への影響が指摘されておりますが、本件につきましては合併効果による影響については、考慮外としたところでございます。また、この意見書については個別の不動産価格をいうものではなくて、あくまでも一般的なものとして意見書が出されたということでございます。

御存知のように不動産価格というものは、街路要因・交通近接要因・環境要因・角地要因・行政的要因といった不動産価格のものが相互作用の結果として、不動産価格が形成されるということございまして、今回の都市計画区分の変更によりまして影響につきましては、土地利用の規制を与える場合における行政的要因のみが影響を与えるということでございます。

そういうことがございまして、個別のものとしたしましては集落内開発制度の適用を受けない集落、また白地といわれるところについて、特に宅地開発の実現可能性が高い地域や、幹線道路沿い等に農地を中心とする店舗や事業所がみられる地域について、一部マイナス要因があるという意見が出たところでございます。ただ、全体的に申し上げますと、今回の非線引き都市計画区域から線引き市街化調整区域に変更になったからといって、当該事項が直ちに不動産価格の下落を喚起するものではなくて、不動産の最有効使用を阻害する場合には、不動産価格に影響があるということが一般的だという報告をいただいたところでございます。

以上です。

幸山会長

ただ今の説明につきまして、何か御質問等はありませんでしょうか。

古田委員さん、どうぞ。

古田委員

集落内開発ですけれども、この前の地域での説明会の際は50m以内で40戸以上連担している地域というようなことで説明ありましたけれども、50m以内に40戸ない時は集落内開発の適用にはならないわけですか。

幸山会長

ただ今のお尋ねについては、担当課のほうからお願いいたします。

熊本市都市計画課

熊本市の都市計画課でございます。今のお尋ねでございますが、直ちに集落内40戸以上でないから、その対象とならないというのは言えないかと思えます。例えばお尋ねの中には、30戸であって隣の50戸の集落と100m位しか離れてないけど、これはどうなのかとか。JRと道路とかで分断された、そういったところはどうかと、いろいろなお尋ねございますが、その辺は集落の一体性、生活圏の一体性、地元住民の方々の要望、そういったものを色々精査し、調査する中でそういったものが認められればというようなこともございますので、必ずしもきっちりそういうことで判断するというものではございません。

幸山会長

いかがでしょうか。

古田委員

集落内開発制度をまだ導入するかなんかの県でこれは市で、市街化調整区域の決定はしてないわけでしょ。

幸山会長

これは、市から答えますか。どうぞ。

熊本市都市計画課

私どもとしましては、現在、集落内開発制度を導入するという事で内部の検討を進めておきまして、6月議会に色々御意見をいただき、その前に先般3月の都市計画審議会では、既に御意見もいただいております。そういった手続きを踏みながら制度を導入するという方向で今進めているところでございます。

幸山会長

いかがでしょうか。

古田委員

もう1つ再確認させていただきます。合併問題研究会の時からもそうでしたけれども、植木町が仮に合併した場合、市街化区域と市街化調整区域の線引きについて、植木町においては都市計画区域に指定されているところということで、説明があったと思いますけれども、そういうことで了解してもよろしいでしょうか。

幸山会長

ただ今の確認といたしますか、お尋ねについてはどちらから。

担当課からお願いいたします。

熊本市都市計画課

都市計画課でございます。法令上は合併後、政令市になった場合は今の熊本都市計画区域、そして植木都市計画区域、こういったものが政令市になると線引きの対象になるということでございまして、今おっしゃる意味は中心部で用途区域を定めてございしますが、その部分というお話だったかもしれませんが、植木都市計画区域と熊本市都市計画区域が政令市になれば線引き導入ということになるわけでございます。

古田委員

だけん、確認ですよ。この前の説明の時は、植木の場合は植木の都市計画区域のみを市街化区域として認めますということだったけん、再度確認をしよるだけです。

幸山会長

用途地域。

事務局

すみません。今たぶん用途地域の話をしているのだらうと思います。都市計画図に、色を塗ってあるところ。植木は町域全域が都市計画区域です。山もなんもかんも全部含めて。

古田委員

いやいや、だけん植木が用途区域として、まちの中心地とニュータウンが都市計画区域に入っているわけですよ。

事務局

いや、都市計画区域は植木全域です。植木町全部が都市計画区域に入っております。今、色が塗ってあるのは、用途地域を色塗りしてあるというだけでございまして。

古田委員

その用途区域で、市街化区域というようなことで、植木の場合水色で示されているわけですが、これ以上の拡大はないということですか。

幸山会長

担当課からお願いします。

熊本市都市計画課

今おっしゃる用途区域、植木町で植木都市計画区域の中で用途区域の定めでございますが、そちらはおそらく市街化区域になるだろうと考えております。今、集落内開発制度を議論しておりますのは、その市街化区域になるであろう以外の部分で、40戸以上の集落ですとか、そういったところに関しては、そちらのほうに開発圧力をいかにして誘導するかというようなこと、また集落内の活性化、コミュニティの維持を趣旨に、いかに集落内の活性化を図っていくかということで、集落内開発制度を今検討しているところでございまして、水色のところが必ずしも黄色にならないのかというお話でございますが、先ほど申しましたように、詳細な調査を重ねる必要がございますし、生活圏の一体性ですとか道路で分離されているとか、そういったものがどうなのかというようなことを精査した上で、きちっとした結論を出す必要があると思います。そういうことで考えているところでございます。

古田委員

いやいや、質問の答えをすり替えないでくださいよ。だけん、市街化区域に入るのは、今、植木町で都市計画区域に指定しているところだけですよというような説明だったでしょう。合併問題研究会の時は。それでいいのですかと、確認しよるだけですよ。

幸山会長

それでは事務局。

事務局

色を塗ってあるところという意味でありましたら、それだけではなくて将来の開発の可能性も含めまして、という御説明をしたと思います。今の段階では決まっておりませんと御説明したと思います。線引きは基本的には合併をし、今から5年くらい経って、4年から5年後になるかと思いますが詳細な調査をしまして、その時点での市街地のあり方、そして将来の開発の可能性、そういうものを含めて市街化区域と調整区域を分けていくということになりまして、これは最終的には県が行われます。これは政令市になっても市街化区域、調整区域の線引きは県の作業ということになりますが、その素案は地元の方々の意

見を聴きながら、熊本市が作っていくというような形になると。今の段階では決まってお  
りません。

幸山会長

よろしいでしょうか。

古田委員

(了承の意思表示あり)

幸山会長

他に何か、御意見、御質問ありませんでしょうか。

ない、との意思表示あり

幸山会長

それでは他にないようでありますので、続きまして協議に入らせていただきます。協議  
につきましては前回提案分の協議項目につきまして、お諮りをさせていただきます。

前回提案の協議第2号のほか11項目につきましては、前回説明を行っておりますので  
簡単な説明の後、承認の是非についてお諮りをさせていただきます。また、このうち協議  
第13号「使用料・手数料の取扱いについて」、第14号「公共的団体等の取扱いについて」、  
第15号「補助金交付金等の取扱いについて」、そして協議第11号「合併市町村基本計画  
について」。以上の4項目、13、14、15、11号の項目につきましては、他の協議結  
果を踏まえまして、最後に承認の是非をお諮りしたいと考えておりますので、御協力をよ  
ろしく申し上げます。それでは協議第2号から入らせていただきます。協議第2号  
「合併の期日について（その2）」につきまして事務局からの説明をお願いします。

事務局

19頁をお開き下さい。協議第2号「合併の期日について（その2）」でございます。合  
併の期日は、平成22年3月23日とする。これは議員専門部会で御承認いただいております  
ところでございます。

以上でございます。

幸山会長

ただ今事務局からの説明を終わりました。協議第2号につきまして御質問、御意見があ  
ればお願いいたします。特にございませんでしょうか。

なし、との意思表示あり

幸山会長

それでは、御質問等ないようでありますので、協議第2号につきましては原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

はい、との返答あり

幸山課長

ありがとうございます。それでは協議第2号「合併の期日について（その2）」につきましては、原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、協議第5号「財産及び債務の取扱いについて」につきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

21頁をお開き下さい。協議第5号「財産及び債務の取扱いについて」。植木町の財産及び債務は、すべて熊本市に引き継ぐ。ただし、減債基金を除く一般会計の基金については、合併直前における残高相当額を合併後に新設する基金に積み立て、植木地域における都市基盤整備等に充てるものとする。

以上でございますが、1つ訂正がございます。24頁の「4. 債権」のところでございます。植木町の件数は2件で変わりませんが、金額が以前は23,082千円となっていたところがございますが、現在は23,917千円と、正しい数字を書かせていただいております。よって両市町の計のほうも訂正をさせていただいているところがございます。

以上でございます。

幸山会長

ただ今説明が終わりました協議第5号につきまして、何か御質問、御意見はありませんでしょうか。

古田委員さん、どうぞ。

古田委員

24頁の3番ですけれども、出資金とか、ちょっと勉強不足で読みきれませんが、下のほうの金額が、熊本市が34億3,617万円という大きい数字になっておりますけれども、中身について御提示願えますか。

幸山会長

出損金の内訳ですか。ということでございますが、少々お待ちください。管財課から手が挙がっておりますので。

熊本市管財課

管財課でございます。ただ今、御質問にございました出資金及び出損金でございますけれども、これは熊本市で関係します財団ですとか、そういったことございまして、主なところで出資金で申し上げますと、例えば社会福祉関係の社会福祉事業団への出資ですとか社会教育振興事業団への出資。また、例えば熊本テクノ財団への出資とか、そういったものが主でございます。また出損金につきましても、熊本県の信用保証協会への出損とか、そういったものが主になっております。

また出損金といいますものは、寄付的要素が非常に強いものでございまして、どちらかという、出資につきましてはその団体に対しまして、経営参画の意味もありまして、出資をする分もございまして、出損といいますのはどちらかというとその団体に対する寄付的な意味合いが強いとお考えいただいて結構かと思っております。

以上でございます。

幸山会長

よろしいでしょうか。

了承の意思表示あり

幸山会長

他に何か御意見、御質問ありませんでしょうか。

ない、との返答あり

幸山会長

それでは他に御意見、御質問ないようでありますので、協議第5号につきましても原案のとおり承認ということでよろしいですか。

はい、との返答あり

幸山会長

ありがとうございます。協議第5号「財産及び債務の取扱いについて」につきましても原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして協議第8号「地域自治組織等の取扱いについて（その2）」につきまして、事

務局からの説明をお願い致します。

#### 事務局

27頁をお開き下さい。協議第8号「地域自治組織等の取扱いについて（その2）」でございます。植木町の特例区の規約について、別紙（案）のとおり提案する。

33頁の規約（案）については説明を省かせていただきますが、1点報告をさせていただきます。35頁をお開きいただきたいと思います。別表でございます、第4条関係でございます。これまでは史跡「田原坂」公園の中に植木町田原坂資料館というのを含めておりましたが、それぞれに条例があるということで植木町田原坂資料館というのを追記しております。

それから参考資料の2頁をお開きいただきたいと思います。市町村の合併の特例等に関する法律（抜粋）を挙げております。ここでは合併特例区協議会の権限についてということで、御説明させていただきたいと思います。合併市町村基本計画の作成及び変更でございますが、7号を見ていただきますと、“合併市町村は、その議会の議決を経て合併市町村基本計画を変更することができる。”8号におきましては“都道府県の知事に協議しなければならない”。9号におきまして“当該合併特例区の合併特例区協議会の意見を聴かなければならない”と書いているところでございます。

それから次の3頁でございます。下に合併特例区協議会の権限、第38条第1号でございます。“合併特例区協議会は、この法律の規定によりその権限に属された事項を処理する”。これは特に、予算を作成に関する同意権でございますとか、決算の認定等がございます。それから中ほどでございますが、“合併市町村の長、その他の機関若しくは合併特例区の長により諮問された事項、または必要と認める事項について審議し、合併市町村の長その他の機関、または合併特例区の長に意見を述べることができる”としております。加えて合併特例区の規則で定める業務を実施することとなります。

4頁をお開きいただきたいと思いますが、これは参考でございますが、富合町の合併特例区協議会の組織に関する規則第2条に、協議会の構成員の活動業務を9項目挙げているところでございます。

以上でございます。

#### 幸山会長

ただ今説明が終わりましたが、何か御意見、御質問はありませんでしょうか。

小佐井委員さん、どうぞ。

#### 小佐井委員

この件に関しましては、議員の専門部会で話も通っておりますし、諸々の内容もだいたい把握いたしておりますので、私がここで質問を申し上げるのもどうかなという思いがい

たしましたけれども、もしも御理解いただければということで、ちょっと耳を傾けていただきたいと思いますが。

今回協議会の委員の定数が16名以内ということで、提案がなされたわけですが、けれども、実はその件に関しましては、委員の役割を見れば通常人数的にはさほどいらぬのではないかと、そういう意見とまったく反対に大勢いたほうがいいのではないかと、かいう意見が以前から随分あっておりました。人数の幅というのが、例えば3名というような形から30名というところまで及んでおりました。

特に3名というのは極論であるかどうかというの、個々の判断であろうかと思いますが、御提案された議員さんの中には、住民の税金を決して無駄遣いしてはならないということであり、熊本市さんもしっかりと行革に取り組んでいらっしゃるような時であるので、それに反するような行為をすると、両市町の住民の理解を得られないのではないかと、大変懸念したような純粋なお気持ちからの発言内容であったと私は捉えたところでございます。

最終的には16名以内ということで、御提案いただいているわけですが、私が思いました「以内」という文言によって、事業内容と区長さんや協議会委員の役割とか報酬との関連性を検討された時において、「以内」という文言が調整機能を果たすものであっていただきたいと期待をしているわけです。

そこで予算を執行される側として、その合併特例の意義も尊重しなければならないが、費用対効果とか行革の理念とかある中で見つめていかなければならないというような中で、どういふ見解をお持ちなのか、そのあたり、もしもお聞かせいただければ参考程度に受け止めたいと思っている次第でございます。

幸山会長

「以内」についての見解を、事務局からお願いいたします。

事務局

特例区協議会そのものが植木町と熊本市が合併した後、植木町を代表される議員の数なんか減るといふようなこともございまして、やはり植木町の住民の皆様のきめ細やかな意見を反映させるというふうな、ある意味では合併前の議会に相当するような、趣旨に基づいてこの特例区協議会というのが、法律に盛り込まれているのだらうと思っております。もちろん議会とは違ふわけですが、意見を代表するということ。

したがって、意見を代表することになると「人数は」といふことになりまして、確かに3名から色々な意見が出ていふのは承知しております。基本的には植木町でお決めいただくような話であらうとは思いますが、基本的に現在の段階では16名以内ということで、させていただいているのは、あくまでも現在の今後7月に改選があります新しい議員さんの定数、これが20名から16名にされたということでございまして、

植木町では住民の方の代表の数を大体16名というふうにお考えであろうという前提で、それを参考にさせていただいて、「それ以内」というふうにさせていただいた。ということでございます。

幸山会長

いかがでしょうか。どうぞ、小佐井委員さん。

小佐井委員

住民のお気持ちに添えるように、今後ともなにとぞ御留意いただければ大変幸いかというふうに感じております。

以上です。

幸山会長

分かりました。どうぞ他に御意見、御質問あればお願いいたします。

吉本委員さん、お願いいたします。

吉本委員

特例区のことにつきましては、今説明がありましたように“議会の議決を経て、後で変更することができる”ということをお聞きしまして、ちょっとホッとしている部分もございますけれども、特例区ということに入るかどうか、城南さんは入っているというようなことをお聞きしているのですが、植木町の文化協会の件なのですよね。熊本市さんにおいては無いということで、調査研究会において、熊本市さんにお尋ねしたいのは文化協会から補助金をもらってらっしゃいますよね。県の文化協会から補助金が出ているというようなことですが。これはどういうふうな使い道をされてらっしゃるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

幸山会長

すみません。ただ今の御質問については、ここで答え可能であればあれですが、後の補助金等の取り扱いについてに関わってくる。地域自治組織とは直接は関係ないかと。ただ今の質問をお聞きした限りでは、感じたところであるんですが。

吉本委員

先のほうでお聞きしようかなと思ったのですが

幸山会長

この場でも、今のお話は担当は来ておりますか。文化国際課ですか。

熊本市文化国際課

文化国際課でございます。熊本県は、確かに文化協会という組織がございます。熊本市には文化協会という組織はありません。今のお尋ねの補助金に関しましては、特に県の文化協会から市のほうに頂戴しているというのはなかったかというふうに思っております。

幸山会長

いかがでしょうか。

吉本委員

ないんですか。県の調査研究会において、出ております熊本県文化協会補助金として。

幸山会長

市から県に出しているというもの。

吉本委員

出して、それから県からまた帰ってくる部分があるのではないんですか。

幸山会長

担当課から。

熊本市文化国際課

文化国際課でございます。確かに市から900万円余り、県に補助金を出しているところでございます。

吉本委員

その後、熊本市さんは文化協会がないのですが、そういう補助金がきていますので、その使い道、どういうふうに、どこに使ってらっしゃるのかなというのを、ちょっとお聞きしたいと思ったものですから。

幸山会長

補助金としては県から市にはきてはいないということでしょうが。事務局からお答え下さい。

事務局

熊本県の文化協会というのが、ほぼ熊本市の文化協会と申しますか、メンバーとして構

成者が非常に多いんですね。それで市では、別に文化協会というの作っていないというのが1つございます。それで熊本県の文化協会の中で、市民の方々も、県民の方々も一緒に活動しておられるというのが今の実情でございます。熊本市の文化協会という意味で。

そういうことで熊本市から県の文化協会に補助金を出しております。そして県の文化協会はそれぞれ県の文化協会として活動しておられますので、各団体に色々出しておられるとか、そういう文化団体にいろいろ出しておられるとか、いろんな活動しておられると私も理解しております、熊本市が、またそこから返していただくとか、そういうことはございません。

吉本委員

熊本県と市っていうのが同じような状況に入っているのだということで、そういうことでいいですけども、それはどういうふうに使ひ、どこに出してらっしゃるんでしょうか。それをちょっと知りたいんですが。後で結構でございます。

事務局

それはちょっと後で、文化協会に問い合わせまして調べさせていただきます。

幸山会長

他に何か御意見、御質問ございますでしょうか。

ない、との返答あり

幸山会長

それでは、他御質問ないようでありますれば、協議第8号につきましては、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

はい、との返答あり

幸山会長

協議第8号「地域自治組織等の取扱いについて（その2）」につきましても、原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして協議第16号「総務関係事業について（その3）」につきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

53頁をお開き下さい。協議第16号「総務関係事業について（その3）」でございます。

1. 総務関係事業のうち事務組織及び機構については、合併時に熊本市の機構に統一し、組織の再編、見直しを行う。植木町については、区域を所管する総合支所を設置し、住民サービスの低下をきたすことがないよう適切な措置を講ずる。2. 総務関係事業のうち入札事務（工事関係）については、5年間は現行制度を存続する。ただし、指名参加願及び資格審査（工事関係）については、熊本市の例に統一する。

以上でございます。

幸山会長

ただ今の説明につきまして、何か御意見、御質問はありませんでしょうか。

森委員さんどうぞ。

森委員

62頁の入札制度についてお尋ねをしてみたいと思いますが、5年後に現行の制度に移行するということになっておるわけでございます。野暮な質問かもしれませんが、お尋ねさせていただきたいと思います。新年度を迎えまして、植木町ではいろんな団体の総会があるところがございます。その中に、あるいは建設業、あるいは建築業というような団体の総会があったわけございまして、じつは私も案内を受けまして、出席をさせてもらいましたところ、その中で非常に強く出たのが、旧北部町の例で業者さんがたくさんあったけども、非常に少なくなったというような発言なり、あるいはこのまま北部町のようなことになれば、植木町も死活問題になりはしないだろうかというような意見が出て、できたら法定協議会でもこの中身を取り上げてくれないかという要望とございますか、お願いごとがあったわけでございます。

そこでこのお願いと言いますか、質問をさせていただきたいと思いますが、この地元の仕事は地元でやるというようなことができないのか、あるいは政令指定都市になった場合に指名をするのは熊本市一円で指名をされるのか、あるいは政令区なら政令区という形で指名を願えるものか、そのへんのところはどうか、ということが1つでございます。

次に例えばでございますけれども、3,000万円なら3,000万円というのを5年ということで期限が切っておりますけれども、これを3,000万円以下は地元植木町なり、あるいは政令区の中で当分の間指名しますよ、というような中身ができないものか。あるいはまたランク付けでございますけれども、これは法に定められたものではないというふうには私は思っておりますけれども、1つの基準として取り扱われているものかと思いますが、この中身について例えばAランクをBランク、BランクをCランク、CランクをDランクというようなことになりまして、少しは植木の業者さんもこの指名に加わることが出来るというようなことを感じるわけでございますけれども。この3点について、内容についてお尋ねをしてみたいと思います。

幸山会長

担当課のほうからお願いをいたします。

熊本市契約検査室

市の契約検査室長の木下でございます。3点についてお答えいたします。まず、業者数の減少というお話がございましたけれども、これは地域を限って北部町の業者さんが特に減少したということではなくて、建設業あるいは土木業におきましては、会員企業数が減っていると、各市の団体でも話題に出ているという状況でございます。地元の仕事は地元

という御意見でございましたけれども、私ども1,000万円以上は一般競争入札1,000万円以下を指名競争入札ということで、市は取り組んでおりますけど、この1,000万円以下の指名競争入札につきましては、地域性とかそういうことを十分考慮した上で、指名をしているというような状況ではございます。ただ、どうしても競争を確保する上での業者数が足りない場合には、近隣の地域からも入れているというような形で競争性を確保しながら、なお、地元にも配慮するというようなかたちで、指名をやっているという状況でございます。

それから、5年間だけでなくそれ以上継続して、特例の制度を設けられないかということでございますけれども、ここに示しておりますとおり、一応5年間で特例期間を終了させていただきまして、その間に各企業にも十分体力を付けていただくと。その適正な期間を5年間ということで見たところでございますので、以降は、例えば一般競争入札でありますと、市が発注します全ての一般競争入札に参加できるというような条件も出てまいりますので、そういったことで企業活動の幅が非常に広がるということも出てまいりますので、そこらへんについてはそういった御理解をいただければと思っておりますのでございます。

それからランク付けの話が先ほど出ましたが、合併時点で市のランク付けをさせていただきたいと思っております。これはこの結果を各業者さんには、公表するという形を採っております。こちらに5年間現行制度を存続するというようにしておりますので、そういう市のランク付けをいたしますけれども、実際の取扱いとしては、現行の植木町の制度を十分尊重して対応してまいるということで考えているところでございます。

ランク付けをご覧いただきますと、市が発注している工事の状況をご覧いただきますと、5年後に自分達がどの業種に、どういった形で競争に参画できるのかといったことが、非常に良く分かると思っておりますので、その状況をご覧いただくためにもランク付けは、熊本市のランク付けにまず統一していただきたい。なお運用について5年間は、現在の植木町でやられている事務を守っていききたいと思っておりますので、御理解いただければと思いません。

幸山会長

もう1点、政令市で区割りになった時の考え方という質問もあったかと思いますが。

熊本市契約検査室

申し訳ございません。政令市後の契約事務自体が、どのように取扱うか確定している訳ではございませんが、基本的に現在市としましては、契約事務につきましては、一元化ということで進めてまいりましたので、競争入札等につきましては、一体的に本庁の私ども契約検査室で取扱うことにはなると思っています。しかしながら、一部分につきましては、少額の随意契約分等につきましては、それぞれの区域で所管するという事も考えられるかと思っておりますので、このあたりにつきましては政令市でつくります区役所の事務等を整理していく中で、検討させていただければと思っているところでございます。

幸山会長

いかがでございましょうでしょうか。

森委員さん、どうぞ。

森委員

じつは3点植木町の願いとして、私はお尋ねをしたというか、要望したつもりでございましたけれども、みんな、アレされました。しかしながら、私のほうも少しは無理を言っていることもよく分かりますけれども、再度、同じような質問になるかもしれませんけれども、この政令指定都市と熊本市一円ということの中身でございましてけれども、これをいままでの流儀通りでなくて、政令都市でやりましょうという考えができないものかということですね。

1つはこのランク付けの問題も、いわゆるAクラスをBクラスと、BクラスをCクラスということで下げていただくと、植木町の業者も指名を受けて工事ができる。北部町の事例も申しあげましたけれども、確かに減っていることは事実だと思います。それを認めていただいたようでもございますけれども。

植木町もたくさんの方がおりますので、業者を生かすことも、我々この地元の委員としては考えなければならないというような強い思いを持っているところでございますので、その点についても再度回答をお願いしたいと思います。

それから、1,000万円のということでもございましたけれども、これも先ほど申しましたように植木町の業者が仮に1,000万円以下とかいうことになって、いわゆる建築にしても建設にしても1億円くらいの仕事ができる業者が、もちろんたくさんとは言いませんけれどもおります。両方ともに。だからそういうところで言いますと事業費も3,000万円くらいは、あるいは5,000万円くらいはという気持ちもするわけでございますのでそのへんの感覚。それから随意契約の話が出ましたけれども、随意契約というのは幾らの中

身から随意契約に入るのか。再度先ほどの3点と随意契約についてお尋ねをいたします。

幸山会長

それでは、まずは担当課のほうから再度。その後、事務局のほうからもお答えをもらいたいと思います。

熊本市契約検査室

私の方から、随意契約の件について御説明をいたしますが、法的に金額が決められています1号随契でいきますと、130万円未満ということになります。緊急の場合にはその用件を確認しました上で、緊急事案についてはその金額制限はないという形でございます。

以上でございます。

幸山会長

後は事務局からお願いいたします。

事務局

植木町の業界の方々が、心配しておられるという話も十分に存じ上げております。この合併協議にあたりまして、この調整項目をつくるにあたりまして、私どもが直接ではございませんが、植木町を通して、団体の方々とも御意見を十分に伺わせていただいております。

したがって、その団体の方々が合併後も不利益をこうむらないように、十分に考えていくというような協議をずっと現在も続けております。今の指名の問題につきましても、御心配のようですが、基本的にはそれぞれそのままのランクで残られる方もおられますが、下がる方もおられます。どちらかというとな本市のランクにひき直しますと、少し下がる方のほうが多いのかもしれませんが、そういうふうな状況がございます。

下がると不利益ではないかと、もしくは利益ある、どちらか良く分かりませんが、植木町は今入札の指名の仕方についても、独特の指名の仕方をしておられますので、5年間そのまま存続していこうではないかと。ランクについても植木町の今のランク、要は今までの植木町の状況を変えないような形で、やっていこうという協議をしているところでございます。ただ、これをずっと続けるというお話であろうと思いますが、これが中々ずっと続けるとなりますと、1市2制度という話にもなりますので、これはなかなか困難な話でございます。

ただ、5年間の間にひょっとしたら熊本市の状況もよくお解りになって、これはもう熊本市の中に進出した方が、かえってうちの企業の為にもいいかもしれないと思われる方も出てこられる可能性はあると思っております。そういうことも含めまして、5年間は現状のままにしていこうということだけ、ここの中では書かせていただいております、今後も

細かいルール、詰めにつきましては協議を続けさせていただこうと思っております。その内容につきましても、また別に詳しく今協議の状況につきましては、御説明をさせていただくと。まだ、今は協議中ということで御理解いただけたらと思います。

それから政令市の件でございますが、これにつきましては、まだ白紙でございます。先ほどは事務事業を、入札事務を各区役所に全部分けてするのか、それとも一ヶ所でやるのかというようなお答えだったのですが、森委員のお尋ねは多分、区役所、区ごとに指名が出来ないかというようなお話だと思います。それにつきましては、まだ今、議論、検討中でございます。結論が出ているようなものではございません。

という状況でございます。

幸山会長

森委員さんどうぞ。

森委員

要望をいたしたいと思えますけれども、今、政令区とそれから市一円ということで質問をさせていただきましたけれども、このことについては「検討中だ」と「今後協議したい」というお話でありますし、またさらに植木町の請負業者が不利益を被るようなことはしないところで考えている、という回答をいただきましたので、是非そのようなことになるように要望いたしまして、私の質問を終わります。

幸山会長

ありがとうございました。どうぞ他に何か御意見、御質問あればお願いいたします。

小佐井委員さんどうぞ。

小佐井委員

先般PTAの富吉委員からも御提案、御要望という形でなされておりましたけれども、できれば私からもこれは御要望という形で、御意見だけ申し上げさせていただきたいと思っております。

今回の合併、機構の統一ということで、教育委員会が統一される方向であるというふうに思います。私自身も教育施策の充実というのに、重きを置いてきた、提言を申し上げてきた者の1人としては大変気にいたしております。と申しますのも植木町では青少年育成のための活動が大変盛んであるとか、また、先般申し上げました特別支援教育あたりもやっと今から根付いてきたところであります。そういった状況でございましたものですから、是非低下を招かないような機構体制に努めていただければ、大変ありがたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げたいと思います。

幸山会長

御要望ということでございますので、改めまして受け止めさせていただきたいというふうに存じます。

他はございますでしょうか。他、よろしいですか。他に御意見、御質問がないようでありますので、協議第16号につきましては、原案のとおり承認ということでよろしいですか。

はい、との返答あり

幸山会長

協議第16号「総務関係事業について（その3）」につきましては、原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、協議第20号「子ども未来関係事業について（その2）」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

65頁をお開きください。協議第20号「子ども未来関係事業について（その2）」でございます。1. 子ども未来関係事業のうち乳幼児医療費助成について、熊本市の例に統一する。ただし、植木町の自己負担に関する制度（自己負担なし）については、当分の間現行のとおりとする。

以上でございます。

幸山会長

ただ今、説明がありました協議第20号につきましては、何か御意見、御質問はありませんでしょうか。

古田委員さん、どうぞ。

古田委員

子どもの自己負担のことですけれども、植木町は就学前までは、自己負担がないということ。少子高齢化ということで、どうしても子どもの場合は、病気をする回数が多いかと思えます。子どもを増やすのも、行政の努めではないかと思えますので、先ほどの政令市の歳入歳出あたりをしてみますと、黒字といいますか、余剰金も出るようでございますので、ここは1つ植木町の例に統一するようにはできませんか。

幸山会長

どちらから答えますか。担当課からお願いします。

熊本市子育て支援課

熊本市の子育て支援課でございます。確かに、私どもでは、医科3歳以上、歯科5歳以上で、一医療機関につき、一月500円の自己負担をいただいているところでございます。乳幼児医療費助成制度につきましては、私どもとしましても、今後、拡充に向けて努力をしていかなければいけない課題であるということについては、認識、考え方をしております。今後の課題であるというふうに思っております。

以上でございます。

幸山会長

いかがでしょうか。

古田委員

1つ前向きに取り組んでいただけるように、お願いをしておきます。

幸山会長

御要望ということで、受け賜らせていただきます。他に何かございますでしょうか。他、ございませんでしょうか。

ない、との返答あり

幸山会長

他、ないようでございますので、協議第20号につきましては、原案のとおり承認ということによろしいでしょうか。

はい、との返答あり

幸山会長

ありがとうございます。協議第20号「子ども未来関係事業について（その2）」につきましても、原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、協議第22号「経済振興関係事業について（その3）」につきまして、事務局からの説明をお願いします。

事務局

71頁をお開きください。協議第22号「経済振興関係事業について（その3）」でございます。1. 経済振興関係事業のうち適正化事業及び基幹水利施設ストックマネーメン

ト事業について、熊本市の例に統一する。ただし、植木町が事業実施している揚水機場、頭首工、農業用排水路等の適正化事業については、現行のとおり引き継ぎ、地元負担率は熊本市の例による。2. 経済振興関係事業のうち農業集落排水使用料については、植木町において料金体系の見直しを行い、新市に引き継ぐ。3. 経済振興関係事業のうち農業集落排水受益者分担金については、現行制度を継続する。4. 経済振興関係事業のうち土地改良区運営費補助金について、5年間は現行の制度を維持し、その後の取り扱いについては、土地改良区と協議のうえ調整を行うものとする。5. 経済振興関係事業のうち商工会補助金について、5年間は現行の制度を維持し、その後の取り扱いについては、商工会と協議のうえ調整を行うものとする。

以上でございます。

幸山会長

ただ今、説明のありました協議第2号について、何か御意見、御質問あればお願いいたします。特にございませんでしょうか。

坂田委員さん、どうぞ。

坂田委員

北部商工会の坂田と申します。商工会の補助金に関して、お伺いしますが。

今のところ、熊本市は6つの商工会、21年度までは20年度と変わらずに、補助金をもらえるようになっておりますけれども、この件を、植木町商工会さんとか、益城町商工会さんあたりは、非常にいろんな行事もやっておられる関係上、補助金が多い状況でございますけれども。これをカットするという状況よりも、非常により多くの事業をやっておられるということでございますので、できるだけカットがないようにと。

熊本市も、私が会長になって6年間の間に、この前もお話しましたが、100万円ほどカット状況でございますので、今後、商工会というのは補助金、それから助成金という状況の中で成り立ってやっておりますので、これはここで私が尋ねることは、益城に県の伊東会長が参加されておられましたけれども、益城町は離脱ということでございますので、あえて、ここに皆さんにお諮りして、補助金関係の今後の両市町の考えと、今後どのくらいいただけるか、まだカットがどんどん続いていくのか、その件をちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

幸山会長

ただ今の商工会の補助金に対するお尋ねの件については、担当課からお願いいたします。

熊本市商業労政課

商業労政課でございます。現在、市内には富合町を含めまして、6つの商工会がござい

ます。さっき、坂田会長さんがおっしゃったように、21年度、現年度まで、いろんな補助金カットと実質的の現行の補助金があるわけですが、基本的には合併した当時の補助金をそのまま、原則としては引き継いでいく現状でございます。ですから、ここに書かしてもらっていますように、5年間は合併された商工会の補助金については、継続しまして、その期間中につきまして、市内の6商工会を含めまして、補助金の考え方なりあり方について協議をさせていただきたいと考えております。

幸山会長

よろしいですか。いかがでしょうか。

坂田委員

何分、下げないように協力いただきたいと思いますので、よろしくお願いたしておきます。

幸山会長

他に、何か御意見、御質問。

高田委員さん、どうぞ。

高田委員

4番目の件ですけれども、土地改良区運営の中には、植木町には竜門ダム関係があるわけですけれども、ここの話し合いは、どのようになっているかお聴きしておきたいと思えます。

幸山会長

これは、植木町から答えていただきます。

植木町地域整備課

植木町の地域整備課です。竜門ダムの事務局とは、事務レベルの話では、そのまま事業を継続するというので、この件についても熊本市との継承ということで、話は済んでおります。

幸山会長

よろしいでしょうか。

高田委員

了承の意思表示あり。

幸山会長

他にありませんでしょうか。

小佐井委員さん、どうぞ。

小佐井委員

今に関連して、お尋ねしたいなと思いましたが、竜門ダム関係でありますけれども、植木町域で、国の直轄事業負担金ということで、確か21年度から30数年度までに、1億数千万円程度発生する予定になっていたと思っておりますけれども、平均すれば1千万円弱、年に平均すればですね。それくらいの負担金が発生するんじゃないかと思っております。これは、政令指定都市になった場合は、農業政策分野でありますので、県からの移譲はないと捉えてよろしいでしょうか。分かればお尋ねしたいなと思っております。

幸山会長

ただ今のお尋ねは、事務局からお願いします。

事務局

現段階での検討の協議の中では、移譲されないものと認識しております。

幸山会長

よろしいですか。

小佐井委員

了承の意思表示あり。

幸山会長

他に、ありますでしょうか。他はよろしいでしょうか。

ない、との意思表示あり

幸山会長

他、ないようでありますので、協議第22号につきましても、原案のとおり承認でよろしいでしょうか。

了承の意思表示あり

幸山会長

協議第22号「経済振興関係事業について（その3）」につきましても、原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、協議第23号「都市建設関係事業について（その3）」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

83頁をお開きください。協議第23号「都市建設関係事業について（その3）」でございます。1. 都市建設関係事業のうち市（町）営住宅使用料の算定について、熊本市の例に統一する。ただし、植木地域における住宅使用料（家賃）については、合併後に建替え等が行われるまでの間、団地毎に利便性係数で調整する。また、小集落改良住宅については、当分の間現行制度を存続する。2. 都市建設関係事業のうち市道の整備（新設・改良）について、用地取得については5年間の経過措置を設定する。その後、熊本市の例に統一する。

以上でございます。

幸山会長

ただ今、説明のありました協議第23号につきまして、御意見、御質問はありませんでしょうか。特にございませんでしょうか。

ない、との意思表示あり

幸山会長

それでは、御意見、御質問ないようでございますので、協議第23号につきまして、原案のとおり承認でよろしいでしょうか。

はい、との返答あり

幸山会長

ありがとうございます。協議第23号「都市建設関係事業について（その3）」につきましても、原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして協議第27号「政令指定都市移行に関する事項について（その2）」につきまして、事務局からの説明をお願いします。

事務局

89頁をお開きください。協議第27号「政令指定都市移行に関する事項について（そ

の2)」でございます。1. 区役所の機能については、直接市民を対象とした「総合窓口サービス（諸届の受付や証明書の交付事務等の基礎的な窓口サービスに保健福祉関係の業務や生活保護等の福祉事務所の業務を加えたサービス）業務」、「土木関係の相談窓口等の業務」や区役所が市民によるコミュニティ活動の拠点として、市民と行政との協働を推進していくための「区のまちづくり推進に関する業務」を行う部署を置くこととし、位置は、本協議会として、植木町役場庁舎とする。行政区の区割りについては、『行政区画等審議会』設置後に審議することとする。

以上でございます。

幸山会長

ただ今、説明がありました協議第27号につきまして、何か御意見等はありませんでしょうか。

森委員さんどうぞ。

森委員

この案件につきましては、私、いづれ質問をさせていただきましたが、しかしながら、法定協議会も最終ということでございますので、改めてといいますか、念を押すといいますか、そういう形で3点ほど、質問をさせていただきたいと思っております。まず、区役所の設置につきましては、植木町に区役所を設けるということございまして、明記されておりました、非常に感謝を申し上げている1人でございます。そこで、質問でございますけれども、審議会の初会といいますか、いつ予定を考慮されるのか。それから、審議会のメンバーはどのように考慮されるのか。そして、区の範囲をどのように考慮されるのか。この3点について、お尋ねをしてみたいと思っております。

幸山会長

ただ今の3点のお尋ねについては、事務局、政令市推進室からお願いいたします。

事務局

この協議の内容をご覧くださいますと、一番最後に行政区の区割については、行政区画等審議会設置後にと、書いておりました、区の範囲につきましては、現在まったく白紙でございます。というふうに御理解いただきたいと思います。事務局が決めるという話ではございませんので、ここの区の範囲というのは、合併が決まった後、合併市町村の状況を踏まえながら、区の範囲というのは検討を始めるという形になります。どこで合併するか決まっていない段階では、なかなか区の範囲というのは、やり難いという状況が1つございます。

それから、審議会の時期とメンバーでございますが、同じく植木町からはなるべく早い

時期に、設置をしてほしいという要望をいただいております。合併が決定して、いつから始めるか、メンバーをどうするかというのは、植木町と協議をさせていただきながら、若しくは城南町が合併していただきますと、併せて協議をしていながら決定していくもんだと思っております。

以上でございます。

幸山会長

いかがでしょうか。森委員さん、どうぞ。

森委員

諺に、『鉄は熱いうちに打て』という言葉があるわけですが、今日は法定協議会の最終回ということでございます。これがずっと時間が経ち過ぎますと、要するに、熱が冷めるといいますか、私はできるならば、公式でなければ非公式でも構わないと思いますが、できますならばすぐ、来月は6月でございますが、6月でも立ち上げる気持ちで、ひとつ事前協議という形でも結構ですので、考えたらどうかというようなことをじつは思っているところでございます。

メンバーについてでございますけれども、以前、私が質問をいたしましたときに、あるいは保健所とか、あるいは警察というような言葉がありましたけれども、このメンバーも新しい人たちは、今まで新しい資料を、たくさんの資料をお渡しして、それを十二分に頭の中に入れていくかということ、これは疑問、このように思います。ということは、やはりメンバーですね。法定協議会に参加している者、これをどのくらい参加させていただけるかというようなことについても、1つ考えていただくならと、というような感じがしますが、いかがでございましょうか。

幸山会長

それでは、事務局からお願いします。

事務局

植木町の意見が当然反映されるようにという御主張だと思います。他都市の例を見ますと、地域代表という形で、合併市町村の方が入っておられるという例も多々見受けられます。そういう意味では、合併市町村の代表の方も入られる、公的な第三者も入られるというような組織が考えられるのかなと思いますが、今の段階では、こちらの事務局で、政令指定都市の区割審議会のメンバーまで決めるということは、ちょっと法定協議会のこの事務局では、お答えがなかなか難しいということになると思います。申し訳ございませんが、今の段階では合併の協議の場でございますので、ここまでということにさせていただきたいと思っております。

幸山会長

いかがでございましょうか。森委員さん。

森委員

それでは、もう1つお尋ねさせていただきますが、今、執行部の行政の関係者、町長なり、副町長なりということから、議会も入っているのか分かりませんが。さきほど、申しましたように、何人か、区割審議会のメンバーも分かりません。仮に15人なら15人にした場合、今まで我々が熱い思いで協議をしてきた、このことは住民代表として来たわけです。このことについても、私が例をとって申し上げました、区役所の問題については、ここにちゃんと了承をしておりますので、了解でございませけれども。区の範囲とかそのような事柄について、法定協議会におった者、いわゆるここにおる我々でございませけれども、この中から今日から今日まで協議した中身の、熱い思いを、その区割審議会に述べる必要があると、私はこのように思っております。

このような意味で、最後になりますけれども、何人くらい予定されるのか。そのへんのところを聴いて私の質問を終わりたいと思います。

幸山会長

事務局からお願いします。

事務局

先進例では、20名から30名ということでございます。その中に、地域の代表、合併市町村の代表が入っておられるということになりますので、当然もし、合併市町村の代表に入っていただくことになりましたら、今、森委員がおっしゃった熱い思いをお持ちのメンバーの方ということも、当然参考にさせていただきたいと思っております。ただ、私どもが、区割審議会の事務局ではございませんので、合併協議会としてお願いしていくという形になるだろうと思っております。

幸山会長

森委員さんどうぞ。

森委員

市長さんをお願いですけれども、確かに事務局長が言われたことはよく分かるわけですけれども、我々は、法定協議会においていろいろ論議をしてまいりました。このことは、地域の住民に対して、植木町の住民に対して、ちゃんと我々が発言した中身が検証されているかというようなミカジメも必要と、私個人は思っております。そのようなこ

とを考えますときに、法定協議会の中身がちゃんと通っていくというような形になることが、当然のことと私は思いますので、そのようなメンバーの選定、選出をお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

幸山会長

改めての御要望ということで、しっかりと受け止めさせていただきたいと思ひますし、また、『鉄は熱いうちに打て』というお話もございました。この行政区画等審議会の設置につきまして、このことにつきましては、事務的に説明があったところではございますけれども、それから大変重要なことでもございますので、議会等とも十分相談しながら進めていかなければならないと思ひますが、私の思ひとしては合併を整えまして、その枠組みが固まり次第できるだけ早い時期に立ち上げなければならないだろうというような思ひは持っております。

高田委員さんどうぞ。

高田委員

ちょっと、確認でございます。区役所は植木町庁舎とすると明記しておりますので、安心しておるところでございますけれども、区割の件についてですけれども、もし、最低、どういう区割になるか分かりませんが、今の現行の植木町の区割になった場合、機能というのが低下しないというような、校区の座談会の説明ではされておりました。また、職員の数も少し増えるんではないかという説明もあっていたようでございますけれども、そういった方向でよろしいのでしょうか。確認の意味でお願いいたします。

幸山会長

区役所の機能ということですが、事務局からどうぞ。

事務局

機能につきましては、低下することはありません。区の大きい、小さいは関係なしに、区の機能はまったく一緒でございますので、同じように考えていただきたいと思います。それから、人数の問題ですが、これは当然エリア、広さとかも関係してきます。それから、旧熊本市域をいくつに分けるかということによっても、変わってくるということがございますが、少なくとも区役所というのは、今、植木町が行われている行政機能以上のものを取扱うということになるということでございます。

幸山会長

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

高田委員

了承の意思表示あり

幸山会長

他にございますでしょうか。他は、よろしいでしょうか。

ない、との意思表示あり

幸山会長

それでは、いろいろ御意見もありましたけれども、協議第27号につきましては、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

はい、との返答あり

幸山会長

協議第27号「政令指定都市移行に関する事項について（その2）」につきましては、原案のとおり承認とさせていただきます。

大変、時間も経過しているところでございますけれども、お昼の時間もございますので、大変申し訳ないんですが、このまま続行をさせていただきたいと思っておりますので、御了解いただきますように、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、協議第13号「使用料・手数料の取扱いについて」につきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

頁を元に戻っていただいて、39頁をお開きいただきたいと思います。協議第13号「使用料・手数料の取扱いについて」。住民の一体性の確保や負担の公平の観点により、両市町で同一または同種の使用料・手数料については、原則として熊本市の例に統一する。ただし、両市町のこれまでの経緯、実績等を配慮し、新市に移行後も当分の間現行どおりとするなど経過措置を設けるものとする。なお、事務局での承認も含め、全てこれまで御承認いただいた件の再掲でございます。

以上でございます。

幸山会長

ただ今、説明がありました協議第13号につきまして、何かございますでしょうか。これまで、御協議いただいたところの再掲ということでございますけれども、特にございませんでしょうか。

ない、との意思表示あり

幸山会長

それでは、ないようでございますので、協議第13号につきましても原案のとおり承認ということによろしいでしょうか。

はい、との返答あり

幸山会長

ありがとうございます。それでは、協議第13号「使用料・手数料の取扱いについて」につきましても、原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、協議第14号「公共的団体等の取扱いについて」につきまして、事務局からの説明をお願いします。

事務局

43頁をお開きください。協議第14号「公共的団体等の取扱いについて」。新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの自主性を尊重するとともに、これまでの経緯、実情等を配慮しながら公共的団体等の統一に努める。これも同じく、幹事会事務局承認も含め、全て御了承いただいた件でございます。

以上でございます。

幸山会長

ただ今、説明がありました協議第14号も再掲ということでございますが、何か御意見、御質問はありませんでしょうか。

吉本委員さん。

吉本委員

植木町女性団体連絡協議会がございしますが、次の15号議案がいいかと思いながら、眺めているところなんですけれども、これについての助成金関係ですので、15号の方がいいですかね。

幸山会長

15号の方がよろしいですよ。補助金の問題でありますなら、15号議案でよろしくお願いいたします。

それでは、協議第14号については、ございませんでしょうか。よろしいですか。

はい、との返答あり

幸山会長

それでは、協議第14号、原案のとおり承認でよろしいですか。

はい、との返答あり

幸山会長

協議第14号「公共的団体等の取扱いについて」につきましても、原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、協議第15号「補助金・交付金等の取扱いについて」について、事務局からお願いします。

事務局

47頁をお開きください。協議第15号「補助金・交付金等の取扱いについて」。両市町で同一または同種の補助金等については、原則として熊本市の例に統一する。ただし、植木町独自の補助金等は、これまでの経緯、実績等を配慮し調整するものとする。これも同様でございます、再掲でございます。

以上です。

幸山会長

それでは、吉本委員さんからお願いいたします。

吉本委員

女性団体連絡協議会というのが植木町にありまして、それに対して助成金が出ております。この中で当分の間制度として、残す方向で検討するというのが、この前、調査研究会で出ておりますけれども、この女性団体連絡協議会というのを、制度として残すのは当分の間と書いてありますけれども、これは5年間ということになるのでしょうか。

それから、わずかな助成金ですけれども出ておりますし。それで、ちょっと私がお聴きしたいのが、地域婦人連絡協議会、そちらには補助金として出ておりますよね。植木町の場合は、婦人会がなくなっているわけですよね。地域婦人連合会というのが、今、なくなっているような状況に入っているんですけれども。この女性団体連絡協議会の中には、18年度までには、各団体が入っております、婦人も入っていたんです。ですけれども、なくなったために、今、地域婦人会というのがなくなっているんですが。補助金が地域婦人会連絡協議会には、出ているというようなことですので、そうしますと、女性の会

の代表で地域婦人会が出てらっしゃる。どこから婦人会の連絡協議会というのは、お金が出ているのかなと思いますが。聴いていきますと、社会教育団体ということで、県から補助金が出ていることもお聴きいたしましたし、そここのところを確認したいと思います。

制度というものは、元に戻りますけれども、女性団体連絡協議会というのは、これは当分の間ということでいくんでしょうか。今回のに、あがってませんでしたので、お尋ねしたいと思います。

幸山会長

植木町さん側から御回答をお願いいたします。

植木町総務課

植木町の総務課でございます。女性団体連絡協議会に対する補助金につきましては、当分の間、継続するというので、当分の間というのは、5年以上ということでございます。

吉本委員

女団連というのは制度は、ずっと残っていくわけでしょうか。当分の間で切れるんでしょうか。

幸山会長

事務局からお願いします。

事務局

女団連は、組織は残るかと思います。ただ、補助金に関しては、当分の間ということで、その後協議はなされると思います。

吉本委員

ちょっと、熊本市さんにお尋ねですが、地域婦人会連絡協議会に補助金が出ておりますけれども、これは、市が出してらっしゃるのでしょうか。県から補助金が出てきているから、出ているんだというお話も聴いたんですが、そここのところを確認したいと思います。

幸山会長

地域婦人団体連絡協議会に対する助成金の。担当課からお願いします。

熊本市地域づくり推進課

熊本市の地域づくり推進課です。先ほど、委員さんがおっしゃいましたように、市の婦人会さんに、熊本市独自に補助金を出しております。

以上でございます。

幸山会長

いかがでしょうか。

吉本委員

独自から出ているわけですね。そうしましたら、是非私達の女性団体連絡協議会というのは、各団体あるわけですので、ここで当分の間ということで、女性団体連絡協議会の助成金を切られるというようなことは、ちょっと。

当分の間ということで5年以上ですよということを今、お聴きいたしましたけれども、地域婦人会の連絡協議会はなくなっておりますけれども、各校区の中において、婦人会という名前を使わなくて、女性の会ということでできているわけです。こういう社会教育団体ということで、いろいろやっているわけですから、その解釈の次第だと思うんですが、いかがでしょうか。

幸山会長

事務局からどうぞ。

事務局

当分の間と書いている部分は、熊本市と若干制度が違うと。同じような活動をしておられる中でも、制度が若干違います。それで、その制度を、今後どうしていくのかということ、当然のことながら御相談をするという期間を含めて、当分の間ということでございまして、例えばある期間になったら、それを全部止めて下さいという意味ではございません。当分の間というのは、熊本市で制度が違いますので、制度についてどんなふうにしていくのか、という御相談の期間を含めて、その間は今のまま、存続していただいて、このままずっといきたいんだということになれば、制度として考えるというような意味でございまして、打ち切るという意味では、ございません。ただ、今制度が違うので、熊本市に制度にあわせることができないということなんです。状況が違うので。

吉本委員

制度の違いを教えてください。

幸山会長

それでは、植村委員さんお願いいたします。

植村委員

地域婦人連絡協議会でございますが、熊本市の場合は、いろいろな多分、食改善とか何とかが一緒になって、女性団体を結成されているんだと存じますが、私達の場合は、食改さんは食改さんの熊本市としての組織がございますし、例えば、私達も健康を守る婦人の会とか、消費者団体連絡協議会とか、いろんな団体が別組織でございます。ということで、たぶん地域婦人会というのは、私達が校区は校区で活動させていただいておりますが、そこには助成金も何もなくて会費で運営させていただいております。

ですから、地域婦人会連絡協議会というのは、会費半分、助成金半分、いや会費の方が多いかもしれませんけれども、そういう組織体で女性団体連絡協議会は各校区の連絡協議会でございます。ですから、女性団体は、また別々に熊本市にいろいろな団体が、組織されているということでございますが。

#### 吉本委員

制度の違いというのが、お聴きしたところ分かりかねるんですが。私達の女性団体連絡協議会というのは、食改さんとか、諸々集まって連携を深めながら、地域に貢献することによってやっているわけですから、その基を辿れば、制度的に違いがあるとは、どうしても分かりかねます。

#### 植村委員

私達は、校区がいっぱいございますよね。校区の中では連携をとりながら、女性団体をやっております。でも、そこにではなくて、熊本市全体の食改さんとか、健康を守る婦人の会とか、いろんな団体にはそれぞれ組織的なものがあって、そこには少しずつでも助成金が入っていると思いますけれども、校区で手を繋いでやっている女性団体には、今のところ助成金はないということでございます。

#### 事務局

植木町の特徴というのも、当然あるわけでございますから、その団体の活動ができなくなるというようなことは、全然考えておりませんで、大事にしながら、なおかつ熊本市の今の活動状況も見ていただきながら、例えば、それぞれ別々の組織に入る、両方に入る、いろいろ考えていただくという期間も含めて、当分の間ということで考えさせていただいているという状況でございます。

#### 吉本委員

分かりました。是非とも女性団体連絡協議会というのは、地域に寄与するというところでやっておりますので、これは残していただけるとお聴きいたしましたので、安心いたしました。制度として当分残すというようなことで、ここに文面が上がって、ちょっとお聴きしたところによりますと、助成金もちょっと抜けていたような話もお聴きいたしましたの

で、ちょっと危惧をいたしまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

幸山会長

ありがとうございました。他に何か御意見、御質問はありませんでしょうか。他はよろしいですか。

はい、との返答あり

幸山会長

それでは、他ないようでございますので、協議第15号につきましては、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

はい、との返答あり

幸山会長

ありがとうございます。それでは、協議第15号「補助金・交付金等の取扱いについて」につきましても、原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、協議第11号「合併市町村基本計画について」につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局

また、戻りまして37頁をお開きください。協議第11号「合併市町村基本計画について」。合併市町村基本計画については、別添のとおりとするということで、詳細につきましては、前回御説明申し上げましたので、本日は、両市町の議会兼パブリックコメント、町等からの意見を踏まえまして、調整した項目について御説明させていただきたいと思ひます。

参考資料の7頁をお開きください。その中でも、漢字の読みの表記等については、説明を省かせていただきます。

それでは7頁No.4でございます。素案でいきますと、「年々上昇傾向にあり、」、これは公債比率でございますが、「決して楽観はできない状況です。」と書いておりましたが、案では、「年々上昇傾向にあります。」と、現在の状況のみを記載するというところで調整しております。

No.12をご覧ください。これは「拠点施設の機能強化や公園やスポーツ施設」と事前はしておりましたが、かがやき館や植木病院を含めた表記をすることで、「体力・健康づくり拠点」と、まとめております。

No.16でございます。「西南の役最大の激戦地」と書いておりましたが、西南の役は赤十

字社発祥の地でもあるということで、追記しております。「日本赤十字社の前身の博愛社発祥の地である田原坂」と追記しているところです。

No.17でございます。「男女がともに責任を担い個性や能力が発揮できる環境を整備します」としておりましたが、追加としまして、「男女共同参画社会の実現をめざします。」としております。

No.18でございます。案で「交通安全と円滑化に配慮した交通安全施設の計画的な整備に努めるとともに、」ということで、県警からの要望ということで追加しています。

No.19でございます。植木町はこれまで文化の香り高いまちづくりを進めてこられたということで、「これまで本地域が取り組んできた文化の香り高いまちづくりを継承し、」というふうに追加しております。

No.21でございます。これまで、予防接種を実施するとしておりましたが、予防接種はこれまでも実施しておりましたので、「接種率を高める取り組みを進める」としております。

8頁でございます。No.23をご覧ください。児童育成クラブを追加しております。児童育成クラブの確実な拠点整備を進めるということで、追加しているところでございます。

No.27、No.28、No.29につきましては、植木で特に、農業環境について具体的に表現したかどうかということで、追加しております。読ませていただきますと、No.27で、「西南の役で知られる「田原坂」を熊本城と一体となったストーリーの中で全国にPRするとともに、小野小町伝説の地「小野泉水」や良質な泉質で知られる「植木温泉」、すいかをはじめとした農産物など、魅力ある豊かな観光資源を有機的に組み合わせ、福岡や関西方面などからの観光客の増加を図ります。あわせて、田原坂資料館の改築や観光案内所の整備など、観光客の受け入れ環境の整備を進めます。」

No.28でございます。「生産基盤の整備や担い手育成に努めるほか、新たな販売方法や生産方法など、やる気のある農業者が安心して挑戦できるような環境づくりを進めます。」

No.29でございますが、追加しておりますが、「本地域が持つ高い技術と人材の力を最大限発揮できるような農業地域の活性化に取り組みます。」としております。

No.30でございますが、法改正によりまして「合併浄化槽」を「浄化槽」と改めております。

No.33、「●芸術文化出張講座事業」でございますが、これは新市になりましたときの拡充事業として、追加してところでございます。これは、音楽、演劇、舞踊等優れた芸術を小中学校、市民センター等地域へ直接出向いて提供するものでございます。

No.34でございます。つどいの広場も含めて「地域子育て支援拠点事業」としております。

No.36でございますが、育英奨学金の○を●にしております。町では高校までの奨学金でしたが、市では大学までということで拡充としております。

No.37、雨水貯留施設整備事業でございます。分かり易いように「家庭用」というのを追加しております。

No.38、「優良建築等整備事業」でございますが、これも分かり易く「賃貸集合住宅整備費助成事業」としております。

次の頁9頁、No.44でございます。これは財政計画の外の欄でございますけれども、「上下水道事業に約38億円、公共下水道事業に約57億円を計画しており、これを合計すると投資的経費は約290億円となる」というのを追加しているところでございます。

次の10頁をお開きいただきたいと思いますが、基本計画の中では、15頁(3)②のところでございます。下に熊本市・植木町新市基本計画の現植木町役場とJR植木駅との連携強化と交通アクセスの充実のところでございます。今、熊本市におきまして、バス交通のあり方検討協議会の中で、市全体としても検討項目、1熊本市地域公共交通連携計画の策定、○バス路線網の再編、・コミュニティバスの導入方針の設定。それから○利用促進策、・乗換拠点の整備。そういう中で、植木町の交通アクセスの充実を進めていくということで、表しているところでございます。

次の頁11頁でございますが、基本計画では17頁2.(1)自主自立の地域づくりの推進でございます。熊本市におきましては校区自治協議会、自治会を始め16団体を含みますが、ここの校区自治協議会に総合支所、市民センター等のまちづくり交流室・公民館が協働する、相談、協力、支援をするということで、自治組織をつくっております。それからもちろん、各課からの支援というものも、校区自治協議会でしているということでございます。

別紙でございますが、「まちづくりの活動の手引き」の表紙をお開きいただきますと、目次で、1～8分野までおおよそ84項目の校区自治協議会への支援メニューがございます。主なもの1頁だけ申し上げますと、1番が町内自治振興補助金でございます。町内自治会の活動支援のため、運営経費の一部を補助します。2番目が、校区自治協議会運営補助金。運営を円滑に行うため、事務等に要する経費の一部を補助します。3番目が地域コミュニティづくり支援補助金でございます。校区自治協議会が主体的かつ継続的に行う環境・子育て・防犯防災など地域に身近な課題の解決や地域コミュニティの活性化に向けた取り組みに対し、補助金を交付するものでございます。それから、1番下の5番目でございます。地域づくりアドバイザー制度、まちづくり活動を推進する団体へアドバイザーを派遣し、地域活動を支援していくというものでございます。そのようなものが、おおよそ84項目あるということでございます。

次に移りたいと思います。12頁でございます。植木町におきましても農業は非常に振興されておりますが、基本計画では16頁(4)①「植木すいか」など地域ブランドの確立と情報の発信、また、23頁7.(3)農林業の振興に関することにつきまして、熊本市におきましても、現在、熊本市農水産業計画を策定しておりまして、この水産業を除いたところで、ここに抜粋を上げております。

13頁をご覧いただきたいと思いますが、【計画の体系】基本方針でございますが、「消費者と生産者が支える農業」、「持続可能な強い農業」、「元気な地域づくり」、そういう基本方

針の基に、基本施策、事業の方向性を表し、14頁からおおよそ13の項目に渡って施策を述べているところでございます。

次に17頁をお開きいただきたいと思いますが、熊本市が独自に補助している事業メニューでございます。17頁の(1)から御説明しますが、市単独の補助事業でございます。組織助成事業、施設機械等導入事業、高品質家畜生産奨励事業。18頁でございますが、(2)国・県補助対象事業への上乗せ補助でございます。例1を見ていただきますと、野菜低コスト耐候性ハウス導入に取り組む農家が組織する団体(野菜出荷組合)に対して1/20の上乗せ補助を行っております。

19頁でございますが、(3)土地改良事業への補助、県営及び団体営土地改良事業。これにつきましても、例1を見ていただきますと、単県土地改良事業、地元負担は60%でございますが、市が地元負担の6割を補助するということで、地元負担24%となっております。例2は植木も入っておりますが、南尾迫経営体育成基盤整備事業でございます。これを見ていただきますと、地元負担に対しまして、市が6割を負担するということで、地元負担が5%となっております。その下を見ていただきますと、ハウス移転補償については、市が全額負担をするということで、地元は0%の負担となっております。20頁をご覧いただきたいと思いますが、災害復旧事業、これにつきましても市が地元負担の6割を補助するということで、地元負担は20%でございます。

21頁でございますが、各種要綱等に伴う施策、(1)農とぴあ事業補助金。これは、農とぴあと言いますのは、消費者や市民と連携し、集落や農区など一定のゾーンで、安全な農産物の提供や生産者と消費者との交流事業などに取り組む「地産地消の拠点」を言います。事業内容は下のとおりです。それから、(2)農用地有効利用促進事業助成金。これにつきましては、規模拡大等による効率的かつ安定的な農業経営を目指す意欲ある農業者育成ため、補助金を交付するものでございます。

22頁につきましては、振興資金の貸与でございます。24頁でございます。植木町でも力を入れておられますが、基本計画では23頁の7(2)観光の振興になりますけれども、熊本市の観光施策の中で、どのように展開していくかということ、ここで説明しているところでございます。右の25頁のところで、主なものを申し上げますと、枠の一番上の○田原坂・小野泉水公園、植木温泉などのPR、スポーツキャンプ等誘致への植木温泉や体力・健康づくり拠点(スポーツ施設)の活用などPRしていくと。市の施策の中で申し上げますと、2番目の枠囲みで、観光客やコンベンションの誘致、21年度予算で2億3,400万円くらいの予算を使ってPRをしていくというところでございます。

それから、25頁の下2つの枠でございますが、下から2番目の枠の一番下の○でございますけれども、農産物を活用した観光のPR、また、その下でございますが、観光ルートのPR、それから田原坂公園の利活用。そういうものにつきまして市の施策でいきますと、観光客受入態勢の充実というところで、約2億円くらいの予算を21年度は計上しているところでございます。

それから、26頁でございます。新市の主要事業の中で、分かり難いものだけ御説明をさせていただきます。3. ソフト事業、●生きがい活動推進事業。生きがい作業所や、老人福祉センターで、陶芸、園芸、手芸などの講座を開催。また、市内6か所に農園を貸与しているものでございます。

27頁、4. ●病児・病後児保育事業。小学校3年生までの児童で病気や病気回復期において、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内に、一時的に施設で保育するものでございます。利用料は一日2千円でございます。一番下でございます。少人数学級事業。子どもたちの確かな学力や豊かな人間性などを育む学校教育を推進するため、子ども一人ひとりの個性に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、少人数学級(35人)を、小学校3・4年、中学校1年生に導入しているものでございます。1・2年生は県での導入ということになります。

28頁でございます。6. ●の3つ目でございます。漱石の森づくり事業、①家庭の森づくり、②事業所の森づくり、③緑の街並みづくり、④記念樹の配布でございます。

それから29頁でございますが、7. ソフト事業、●企業立地促進事業でございます。市内に事業所を新設、増設、移設する企業に対して助成をするもので、上限が20億円でございます。

以上でございます。

幸山会長

それでは、ただ今事務局から説明がありました協議第11号「合併市町村基本計画について」につきまして、何か御意見、御質問があれば伺ってまいります、いかがでございますでしょうか。

吉本委員さん、お願いいたします。

吉本委員

交通網のところ、バス関係でいろいろ検討されているようでございますけれども、今から、老人の方達の交通というのは、植木町におきましてはバス等で来るというのは、大変厳しいと思いますので、乗り合いタクシー的なものも、考えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

幸山会長

それでは、交通計画課にお願いいたします。

熊本市交通計画課

熊本市の交通計画課でございます。今、お話がありましたように、熊本市ではバス路線の再編を行っているところでございます。その中で、私どもとしては市域におきましては、

でき得る限り路線バスを使いたいと、いうふうな気持ちで路線の再編を行っているところでございますが、今、御指摘にありましたように、交通空白地域でありますとか不便地域、それから地域の活性化のために、是非必要と認められる地域につきましては、コミュニティバス、それからデマンドタクシーについても、既に河内地区で、一昨年 of 12 月から導入をいたしておるところでございます。地域の方々といろいろと御相談をしながら、どういう交通のあり方が相応しいのか、そういったところは協議をしてみたいと思っております。

以上です。

吉本委員

よろしく願いいたします。

幸山会長

ありがとうございました。どうぞ、他にありますならお願いいたします。

古田委員さん、どうぞ。

古田委員

37 頁ですけれども、新市財政計画の概要ということで、植木町における投資的経費の内訳が記載されておりますけれども、一番上に植木中央土地区画整理事業ということで、64 億円ほど計上されておりますが、後残りの部分が全部区画整理ができてしまう計画でしょうか。

幸山会長

ただ今のお尋ねについては、どちらから答えますか。植木町側からですか。お願いします。

植木町都市計画課

植木町の都市計画課です。この中央土地区画整理事業、現在、事業に着手している部分、17.5 ha についてはこの事業費で、今の試算では完了するというふうに試算しているところでございます。

以上です。

幸山会長

いかがでしょう。

古田委員

残りが、70何haかあると思いますけれども、新市の中では計画にないわけですね。

幸山会長

お願いします。

植木町都市計画課

新市計画で残りの70ha等については、今後の事業の進め方、もしくは区画整理でやるのか、線的にやるのか、そのへんの調査等も含めながら、現在、投資的経費的な要素の中に10年間で約5億円程度の事業費を見込んでいただいているところがございます。

以上です。

幸山会長

いかがでしょうか。

古田委員

投資的経費の中に5億円見込んであるということですが、5億円では、もちろんできんどでしょ。残りの70何haかは。

植木町都市計画課

今後の、今の中央土地区画整理事業が平成30年で完了を目指しているところがございますので、並行してスタートできるのか、そのへんも含めまして調査をするということで、概算5億円程度を盛り込んでいただいております。ですから、残りの面積が全て5億円で終わるというふうには、考えておりません。ただ、事業のスタートとして、今後の道筋を立てるための予算も含めまして5億円程度ということですので、70haが終わるのに、どの程度、どの手法でやるかにもよりますが、そのへんも含めて、今後検討させていただきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

古田委員

17.5haが30年までに終わるという計画だったんですか。

幸山会長

どうぞ。

植木町都市計画課

現在、着工しておりますのが、昨年でしたか、平成25年度完了目標にしておりました

が、諸般の事情から一応5年間延伸をさせていただいて、平成30年で完了を目指すというふうに、今、事業計画を変えたところでございます。

以上です。

古田委員

残りの70何haについては、まだ、これから10年間の仮に合併した場合の基本計画には載っていないというわけですね。

幸山会長

事務局からどうぞ。

事務局

先ほど、御説明ありましたように、5億円載せておりますので、順々にやっていかなければならないものですから、当然のことながら、今の事業をまず30年までに完了させる。それと並行して、次の段階をどこから着手するか、どういう事業手法でやるかとか、それからある程度の事業費、調査費だけでは5億円かかりませんので、ある程度着手できる事業費を予算としていれているという状況でございますので、並行して進めていくというふうにお考えいただけたらというふうに思います。

古田委員

中心市街地活性化事業の認定を受けないとできないのでしょうか。別問題でしょうか。

幸山会長

事務局からどうぞ。

事務局

別の事業でございます。区画整理事業でございます。

古田委員

もう1つ。体力・健康づくり拠点整備事業で33億円ほど計上されておりますけれども、地域での説明会では、国立蚕糸の土地を買うならばということで説明があったわけですが、面積なりあるいはどういった施設を計画されておるのか、お願いをしたいと思えます。

幸山会長

それでは、植木町さん側からですね。お願いいたします。

植木町企画財政課

お答えいたします。昨年、植木町の農業試験場跡地、3haほど取得をしたところがございます。残りが約7haほどありますのでそれを取得をして、約10ha程度の健康づくりの拠点を整備することとしているところがございます。

用地費につきましては、通常個人の用地については、区画については報告をいたしません。国有地ということで、現在計画をしております試算でいきますと、約3億6千万円程度見込んでいるところがございます。

また、整備を行います施設につきましては、一応サッカーや陸上競技ができる多目的なスペースと公園、あわせて総合体育館等を建設する予定で計画をしているところがございます。

以上です。

幸山会長

よろしいでしょうか。

古田委員

体育館については、現在町民体育館ということで、山本の方にあるわけですが、再投資ですか。

幸山会長

どうぞ。

植木町企画財政課

今回、計画しております体育館につきましては、植木町域だけではなくて、熊本市の北部地域の住民の方も利活用できるような体育館を検討しておりますので、よろしく願いいたします。

幸山会長

いかがでしょうか。

古田委員

熊本市の中の市の体育館とか、あるいは県立の、それぞれ体育施設等々もあるわけですが、さらにそういった施設が必要なのかということも、若干感じましたので質問をしました。どうですか。その点につきましては、

幸山会長

事務局からどうぞ。

事務局

植木町の将来、構想という中で、植木町役場周辺の整備、そして拠点化、非常に重要だと思っております。その中でかがやき館などございまして、体力づくり、健康づくりの拠点として、あの地域を整備していこうと。幸い、隣に大きな土地がございまして、これが国有地であるということを含めまして、現在がチャンスであろうということで、この施設を整備していくというふうになったということでございます。

幸山会長

よろしいですか。

古田委員

それと、もう1つ。農産物の駅ということで5億円ほど計画をされておりますけれども、どのくらいの面積を計画されておるのか。

幸山会長

農産物の駅についてということですが。どうぞ。

植木町産業振興課

植木町産業振興課でございます。現在想定しておりますのは、約2ha程度で計画をさせていただいているところでございます。

以上です。

幸山会長

いかがでしょうか。

古田委員

これが、仮に合併したとすると、多分市街化調整区域の網がかかってくると思いますけれども、それ以前に建設できるわけですか。

幸山会長

事務局からどうぞ。

事務局

市街化調整区域の網がかかるか、かからないかということは別としまして、公共が作る施設になる可能性が大きいということでございまして、開発が認められるということもあるだろうと思いますが、この件につきましても、これらそれぞれの事業につきましても、なるべく早い時期に着手していきたいと。そして10年以内に、全て終了するというふうに考えております。

幸山会長

どうぞ。

古田委員

農産物の駅ということですが、2haといったことになると、大規模開発になるかと思えますけれども、できますか。

幸山会長

事務局から、どうぞ。

事務局

やるということで、これに載せてございまして、できないことは載せておりません。

古田委員

市街化調整区域に、建物の面積とか土地の面積とか、そういうので簡単にできますか。

幸山会長

ただ今のお尋ねについては、担当課の方からお願いいたします。

熊本市開発景観課

開発景観課でございます。今の御質問にお答えいたします。現在、市街化調整区域で、建設できる農産物販売所については、一定規模以下ということで、小規模な施設を想定しておりますけれども、今回のような大規模な施設になりますと、市が設置者になりまして造ると。それから市が上位計画で、なんらかの位置付けを得た後で、開発審査会という第三者機関がございまして、そこにお諮りして設置するということが可能だろうと考えております。

幸山会長

いかがでしょうか。

古田委員

行政主導でいった場合は、大丈夫ということですね。

幸山会長

担当課の方から。

熊本市開発景観課

開発景観課でございます。市が設置するというのであれば、可能であろうと考えております。

幸山会長

よろしいですか。

古田委員

菊陽でJAがしている直売所があるわけですが、市街化調整区域ということで、面積の拡張とか建物の制限があったということですので、お尋ねをしたところです。御世話になりました。

幸山会長

ありがとうございました。どうぞ、他に何か御質問、御質問があればお願いいたします。金山委員さん、お願いいたします。

金山委員

質問というよりも要望ということではありますが、23頁ですけれども、今回かなり観光関係と農業関係につきまして、書き込んでいただきましてありがとうございました。植木町では、これまで町外からの外貨を獲得する手段といたしまして、観光と農業、特に農業については主要産業でございますので、これを振興してきたところでございますけれども、これから先も、このように観光農業につきまして、力を入れていただけるということで、大変感謝しております。

それで、要望でありますけれども、特に農業の関係でございますが、この新市基本計画の中でいろいろ見せていただいて、また、本日提示されました、参考資料でもいろいろな施策を熊本市でも展開していただいているということで、非常に安心したわけではありますが、具体的な施策の中で見ていきました時に、ハード事業につきましては、非常に充実した印象を受けるところであります。一方で、ソフトの事業については、本来この計画にありますように、植木町のやる気のある農業者に、できれば直接的に支援をしながら、伸ばしていただきたいという気持ちがあります。そういった面につきましては、ハ

ード事業というよりもソフトの事業が有効ではないかなと思っております。こういった面を、これから来年度以降で構わないんですけれども、是非、熊本市で充実をしていっていただけるように、この場を借りまして要望いたします。

幸山会長

要望ということですが。

事務局

御要望ということで、受け止めさせていただきます。

幸山会長

他に何かありますなら、お願いいたします。

植木野委員さん、どうぞ。

植木野委員

最初の方で、政令指定都市移行に伴う影響額試算に関する事で、県に振られましたので、私はその時、言いそびれたことがありましたので、最後に追加で申し上げておきたいんですが。

先ほど、私が申し上げましたように、市が出された試算につきましては、政令市移行までに県と協議して決まるもので、県が了承したという類のものではございませんけれども、今、債務引継ぎの協議において、県として先進他都市の事例等を考慮することになるといふことに、県として踏まえながらやると思いますが、それらを踏まえると今回の試算というのは、県としても妥当なものだと考えておりますので、その点につきましては付加しておきたいと思っております。

幸山会長

分かりました。新市基本計画につきまして、御意見、御質問があればお願いいたします。

吉本委員さん、どうぞ。

吉本委員

その他で、申し上げようかと思いましたが、この植木町には、植木町民謡田原坂保存会というのがございまして、会員達が自分でお金を出し合って、いろんな活動をやっております。ですけれども、いろんな町からとか、県から依頼活動するときには、山鹿灯籠さんと一緒になってやっているわけなんですね。山鹿灯籠踊りと田原坂民謡を踊り、それから、子どもも三味線を弾きながら、唄を歌い、踊りも子ども達ということで、子どもの邦楽関係の育成ということも考えて活動しております。これが、補助金の方で、保存

ということで、熊本市さんは保存会でお金が最高限度額5万円出るということを見させていただいたんですが、そういう補助金がありますけれども、私達の活動する上において、市としての今後の位置付けというと、ちょっとおかしいんですが、活動をやっておりますので、山鹿灯籠さんのものにできないかなと。みんな、総会とか開きましたけれども、そういう要望が何とか、植木町民謡田原坂というものを、全国に広げていろんな面にやっていきたいという希望を持っておりますので、そういうことを含めてよろしく願いしたいと思います。

幸山会長

事務局から。

事務局

要望として、しっかりと、いろんなPRを観光資源の1つになると思いますので、PRをさせていただくと書かせていただいておりますので、その中でもPRをさせていただきたいと思います。

幸山会長

どうぞ、他にありますならお願いいたします。

古田委員さん、どうぞ。

古田委員

合併協議の88頁ですけれども、市道の整備（新設・改良）についてということで、植木町は用地の取得については買収でしたけれども、熊本市は地権者からの寄付ということです。市道については、全て寄付ですか。

幸山会長

事務局からどうぞ。

事務局

全てではございません。買い取る場合もありますし、寄付を受ける場合もあるということでございまして、買い取る場合は、それぞれ位置付けが、非常に厳密でございます。だから、なんでも買い取るわけではございませんが、基本的には寄付を受けて整備をするという形にしております。

古田委員

それで、整備が進んでいますか。

幸山会長

担当課の方で、どうぞ。

熊本市土木総務課

土木総務課でございます。先ほど、事務局からありましたけれども、都市計画道路、幹線道路につきましては、買収でございますけれども、その他のいわゆる生活道路につきましては、寄付で整備をいたしております。通常、地元の要望等に基づき行っておりますので、具体的な延長は、申し上げられませんけれども、着実に進めているところでございます。

幸山会長

いかがでしょうか。

古田委員

部落内の里道とか、生活道路が寄付ということで理解をしてよろしいですか。

熊本市土木総務課

都市計画道路、幹線道路以外の生活道路でございます。

幸山会長

よろしいですか。

古田委員

(了承の意思表示あり)

幸山会長

他に、御質問はありますか。よろしいですか。

はい、との返答あり

幸山会長

それでは、いろいろ御意見いただきましたが、他、御意見ないようですので、協議第11号につきましても、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

了承の意思表示あり

幸山会長

ありがとうございます。協議第11号「合併市町村基本計画について」につきましても、原案のとおり承認とさせていただきます。この案を持ちまして、今後の県との協議に入らせていただきたいというふうに存じます。

次に協議2「今回提案」に入らせていただきます。今回提案分につきましては、事前に資料を送付させていただいておりますので、説明の後、十分に御審議をいただきまして、本日承認の是非についても、お諮りをさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、協議第6号「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」にきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局

97頁をお開き下さい。議会の議員の定数及び任期の取扱いについて。1. 議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、市町村の合併の特例等に関する法律第8条第2項の規定（定数特例）を適用する。2. 議会の議員の報酬及び費用弁償の取扱いについては、熊本市の例に統一する。

議員専門部会で、御承認いただいていることですが、101頁をお開きいただきたいと思います。編入合併のところで、原則の下に定数特例というのがございます。植木町で適用されましたのは、この定数特例、平成22年3月23日に合併した場合、その後植木町で、2名の市議会議員さんを植木地域で選出されるということがございます。その後の、一般選挙、平成23年4月になるとは思いますが、そのときは特例を適用しないで、市全域の中で、植木町からも市議会議員を選出されるということがございます。

以上でございます。

幸山会長

ただ今、説明がありました協議第6号につきまして、何か御意見、御質問ありませんでしょうか。

異議なし、との返答あり

幸山会長

「異議なし」ということですが、御意見、御質問、特にございませんでしょうか。

ない、との意思表示あり

幸山会長

それでは、ないようでございますので、協議第6号につきましても原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

了承の意思表示あり

幸山会長

ありがとうございます。それでは、協議第6号「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」につきましても、原案のとおり承認とさせていただきます。

以上を持ちまして、本日の議事につきましては終了となります。

最後に次第4「その他」となっておりますけれども、委員の皆さま方から何かございませんでしょうか。

どうぞ、緒續委員さん、お願いいたします。

緒續委員

植木町商工会の緒續といいます。この法定協は、最後ということで、近隣の市町村と合併した話を総合的に、ちょっとお話したいと思うんですが、私達のすぐ近くにも、山鹿市等が4町合併した中で、商工会を含めて非常に地方については、合併してどうですかという中で、なかなか地区によって異なってくると思うんですが、非常に負担増、住民サービスが悪くなったというようなことをお聴きします。私もこの2点が重要だと思うんですが、特に、植木町にとっても先ほどから、森委員等からも言われましたように、9団体ありまして、その中の7団体を一昨年、いつかお話したと思いますけれども、特に土木、飲食、あるいは植木温泉等についても、非常に厳しい意見をお聞きしました。

植木温泉等も、慎重に構えておられるのは、例えば、北部4町さんが合併されて17～8年経過しておるんですが、河内温泉等が5軒くらい温泉旅館等があったと。それについても、熊本市の奥座敷という形で、使用しますというようなことを聞きました。今の段階でも是非、合併等が進んだとき、河内温泉は1軒しかないじゃないかというようなことで、今後、もし合併等が進んだときには、是非、植木温泉等も熊本市からも是非利用していただきたいと、それは叶うでしょうと。「そういうことは、絶対なかばいた」というような形で、中立な慎重の立場でおられます。

飲食等についても、なかなか中心に合併した時は、全てがそうになっていくと。地方にとっては厳しい状況になるのではないかと、植木の飲食業140軒近くありますが、そういう話も聞いております。一般的なことですから、そのままの状況ではないかと思うんですが、特に中心商店街等については、全国一緒なんですけど、非常に高齢者あるいは、大型店等が近隣に出店したので廃業脱退が、非常に続いているということで、会員さんの減少が非常に続いているわけです。

そういう中で、連合会についても、1,120の事業所がありますが、その中に640近い会員さんが、それを常に巡回しなさいと。脱退防止等を踏まえて巡回しなさいということで、巡回は実施しておりますが、非常に職員等の減少、4人体制が2名体制と、異動等があっても後は補充しないよと。これは、連合会からの方針ですので、そのとおりやっておりますが、そういうことも含めて、合併して非常に地方にとっては不利益を得ると、というようなことを今まで審議された中にほぼ、法定協の中で要望もしたところではございますが、そこあたりを総合的に今まで私も商工会を世話した4～5年の中で、特に強い要望があったことを総合して、最後の法定協ということで、商工会を代表してお願いと要望をしたところではあります。

以上です。

幸山会長

ありがとうございます。会員の皆さまから、様々な御不安な点も含めて、今、会長という立場で御発言をいただきました。商店街といいますか、衰退といいますか厳しい状況。これは、例えば大型店の出店でございますとか、様々な要因もあろうかと。これまでの中で進んできたことではないかと思えますけれども、しっかりと市と植木町さんとが、積み上げてきた協議が、新市計画等で作らせていただきましたこと。これを実現してまいります中で、これから先は、地方分権もさらに進むでありましょうが、やはり知恵の出どころだと、それぞれの個性をいかに磨いていくかだと思っておりますので、是非とも実現に向けて取り組まなければならないという思いを、今の委員さんの御発言を聴いて新たにしたいところがございます。誠にありがとうございます。

どうぞ、その他で他にありますならお願いいたします。よろしいでしょうか。

はい、との返答あり

幸山会長

事務局からありますか。よろしいですか。

ない、との意思表示あり

幸山会長

それでは、他ないようでありますなら以上をもちまして、本日の議事につきましては、終了とさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、昨年の12月に合併協議会の設置から、ここまで7回の協議会を開催をいたしました。貴重な御時間と御手数をおかけいたしましたけれども、本日の審議をもちまして、合計27の協議項目、105の小項目につきまして、全ての調

整方針を整わせていただいたところでございます。心から厚く御礼を申し上げたいというふうに存じます。今後とも両市町の合併実現に向けまして、委員の皆様方の御指導、御協力を何とぞお願い申し上げまして、議事につきましては終了させていただきます。誠に御世話になりました。ありがとうございました。

司会

それでは、最後に閉会の言葉を当協議会副会長の藤井植木町長をお願いいたします。

藤井植木町長

一言、御挨拶を申し上げます。本日の第7回協議会をもって、熊本市・植木町合併協議、全て終了することができました。昨年12月発足をいたしまして、わずか、半年で27の項目に及ぶ、協議全て本日をもって整うことができました。この間、委員の皆様方には、それぞれ大変、お忙しい立場の方ばかりでございますけれども、いろいろと御支援、御協力を賜りまして、深く感謝を申し上げたいと存じます。

本協議会を通じまして、熊本市並びに植木町の将来に向けた土台というものが、きちっと築かれたというふうに思っておるところでございます。熊本市におかれましても、現在、市民向けの説明会を開催中でございますし、植木町におきましても本日までの協議を踏まえてさらに、6月2・3日におきまして、最終の説明会をして住民の理解を求めていきたいというふうに思っておるところでございます。

本日までの協議をベースといたしまして、両市町の発展に繋がるような取り組みを、今後ともしっかりしていきたいと、そのように思っているところでございまして、今後とも皆さんの御支援、御協力をいただきますようお願いを申しまして、閉会とさせていただきます。

本当に長時間、あるいは長い期間に渡りまして、御世話になりました。ありがとうございました。

司会

これもちまして、第7回熊本市・植木町合併協議会を終了いたします。本日はありがとうございました。

終了 12時15分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成21年 6月 2日

署名委員 森 日出輝

署名委員 緒 纘 和 広